令和７年第１回海陽町議会定例会会議録（令和７年３月１３日）

○東議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は１４名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。（午前９時２８分）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

○東議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１４番 西山議員、１番 長江議員を指名します。

○東議長

日程第２、委員長報告を行います。

まず総務産業建設常任委員会、富田委員長、お願いします。

富田委員長。

○富田総務産業建設常任委員長

ただいまから総務産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

３月１１日、午前９時３０分に開会をいたしました。出席者は、委員全員、議長、町長、副町長、参事と所管の課長９人、傍聴者は、報道関係者を含め２人でありました。

開会後、当委員会が所管する定例会提出議案について、各担当課から順次説明を受けましたので、抜粋して報告をいたします。

議案第４号、海陽町犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を図ることを目的とする条例を創設するものです。

議案第７号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例については、海陽町税条例第２条第２号中督促手数料を廃止するもの。理由といたしましては１００円の納付の手数料の場合、金融機関に手数料が２９５・５円、コンビニ納付の場合３０２・５円の経費がかかっているためであります。

議案第８号、海陽町職員給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院勧告に伴うもの。

議案第１７号、指定管理者の指定については、海陽町まぜのおか、オートキャンプ場、海陽町海南Ｂ＆Ｇ海洋センター、海陽町蛇王運動公園の３施設を一般財団法人まぜのおかに指定管理者にするもので、期間は３年間であります。指定管理料は年間４９５０万円とのこと。

議案第１９号、令和６年度海陽町一般会計補正予算（第１０号）の所管部分の概要につい

ては、歳入予算では農林水産業費分担金３２万２千円、若松堰改修事業です。公共土木施設災害復旧費負担金３３７４万４千円の計上については、５０５９万１千円×３分の２で３３７４万４千円で３カ所分、内訳といたしましては町道２件、河川１件とのこと。一般寄附金１億１０９５万２千円の計上は、内訳として、ふるさと納税一般寄附金１億１０３５万２千円、企業版ふるさと納税一般寄附金６０万円とのこと。

歳出予算の主なものは、総務費ではふるさと納税御礼品購入費の減額５００万円は実績によるもの、委託料減額６３５万円の内訳は、財務書類等作成支援業務委託料減額２３５万円、ふるさとづくり寄附金事業委託料減額４００万円とのことです。農林水産業費では、県営土地改良事業負担金１３６７万８千円、若松堰改修及び松本排水機場増設工事に伴う負担金の計上です。町産材活用住宅等建築推進事業補助金減額４６５万円は実績見込みによるもの。

委員より、町産材利用実績はとの問いに、令和６年見込みで新築２件、金額で１１５万円、増改築８０万円との答弁がありました。委員より、森林組合に備蓄がない。考えはないのかとのとの問いに、森林組合では出ていないので、現状、備蓄倉庫など検討をしていくとの答弁がありました。商工費ではホームページ作成業務委託料減額２００万円は実績に伴うもの。

議案第２３号、令和６年度海陽町水道事業会計補正予算（第３号）は７２万６千円の計上、理由といたしましては人事院勧告によるものです。

議案第２６号、令和７年度海陽町一般会計予算の所管部分の概要について、歳入予算、町税６億１６６９万４千円、商工費使用料１１８５万円、デジタル基盤改革支援補助金２７００万円、農林水産業費県補助金５２０１万９千円。

歳出予算の主なものは、総務費では、ふるさとの納税御礼品購入費９０００万円、ふるさとづくり寄附金事業委託料２３１０万円。農林水産業費では、新規就農者育成総合対策補助金４８７万５千円、有害鳥獣駆除委託料９６万４千円。

委員より、檻の捕獲は１００頭は捕れているのかとの問いに、サルの檻捕獲４３頭、処分３５頭、死亡４頭、逃がしたんが１頭、残しているのが３頭、今現在１７頭入っている。同じ所で危惧していたが、意外といけたとの答弁がありました。

消防費では、津波避難タワー測量設計委託料４６００万円。

委員より、タワーについて上はどうするのか、浜地区は上に付けられないのか。体験した上で設計すべきとの問いがあり、担当課よりタワーは見に行ったとの答弁がありました。

委員より、トイレカーについてはイベントに使用できないのかとの問いに、平常時にも使えるとの答弁がありました。また委員より、トイレカーの研究をしてほしいとの意見がありました。

議案第３０号、令和７年度海陽町鉄道経営安定基金特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億３８１万５千円とするもので、委員より、基金はあといくら残っているのかとの問いに、８３４６万円との答弁がありました。委員より、存続していくにはとの問いに、町長より、基金を積んでいかないと、車体のあるうちは続けたい、県にも基金の積み立てをお願いするとの答弁がありました。

議案第３１号、令和７年度海陽町水道事業会計予算は、収入２億７７３万４千円、支出２億６０５万８千円で、支出の主なものは、水源地等電気使用料２２４６万７千円、水源地施設工事費１３０万円、漏水調査業務委託料２００万円です。

議案第３２号、令和７年度海陽町下水道事業会計予算は、収入３億３９７３万円。支出の主なものは、委託料７００万円、管渠布設工事等６３００万円、この６３００万円につきましては宍喰下水道の管渠布設工事になります。宍喰の下水道については８年度に繰り越しがあるかも分かりませんが、令和７年度に管路の全体の工事が終わる予定です。また令和８年度よりは、日比原農集と宍喰下水との統合の工事にかかる予定とのこと。農集・漁集設計委託料２４４０万円は、川西地区、竹ヶ島地区の２カ所。農集修繕工事等３３６０万円は、川西地区施設修繕事業で止水扉に交換する予定となっておる工事であるとのことです。

概要は以上のとおりで、午後４時１７分に委員会を閉会いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○東議長

これで総務産業建設常任委員会、委員長報告を終わります。

続きまして、文教厚生常任委員会、長江委員長、お願いします。

長江委員長。

○長江文教厚生常任委員長

ただいまより、文教厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

３月１０日、午前１０時２５分から委員会を開会しました。出席者は町長、副町長、教育長、参事２名、所管の課長６名、宍喰診療所事務長、委員７名、傍聴者５名でした。

当委員会所管の協議事項の３月提案について説明を受けましたので、抜粋して報告します。

議案第３号、専決第１号、令和６年度海陽町一般会計補正予算（第９号）は、個人住民税非課税世帯への給付を早期に実現するため、令和７年１月３１日に専決処分したものでした。

議案第４号、海陽町犯罪被害者等支援条例については、本町における犯罪被害者等への支援に関し、基本理念、基本事項を定める条例とのことでした。

委員より、海部郡３町で内容、見舞金の額は同じかとの問いに、基本的に同じであるとのことでした。また、新たな条例なら規則も参考資料として提出してほしいとの要望がありました。

議案第５号、海陽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、令和８年度から実施予定の乳児等通園支援事業の認可基準を定めるものでした。

委員より、かいよう保育所、二葉福祉会はスクールバスで迎えに行くのかとの問いに、スクールバスは出す予定はないとのことでした。

議案第６号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法が一部改正されたことに伴い懲役を拘禁刑に改める文言の修正であるとのこと

でした。

議案第７号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例については督促手数料を廃止することで、デジタル化に伴う納付方法の多様化への対応に加え、事務の効率化と徴収率の向上を図るものでした。

委員より、本町でＱＲコード付納付書は発行しているのか、高齢者への対応はとの問いに、ＱＲコード付き納付書は既に発行している。高齢者には丁寧に対応していきたいとのことでした。

議案第１１号、海陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、国の基準が改正されたことに伴う改正でした。

議案第１２号、海陽町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、令和７年１０月より助成対象をひとり親家庭の父母の通院費にも拡大する改正でした。

議案第１４号、海陽町保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、かいよう保育所の定員を４０人から３０人に改め、宍喰保育所の定員を５０人から４０人に改める改正でした。

議案第１６号、指定管理者の指定については、デイサービスセンターの指定管理者を海陽町社会福祉協議会に指定するものでした。

委員より、統合については延期されているが、職員が確保できなかったら継続はできない、政治的判断、行革の一環として仕上げる必要があるのではないかとの問いに、職員の確保、施設の老朽化、町民の意見等を参考に総合的に判断しながら取り組んでいきたいとのことでした。

議案第１８号、教育委員会委員の任命については、令和７年５月２７日で任期満了となる委員１名の再任同意を求めるものでした。

議案第１９号、令和６年度一般会計補正予算の所管の部分については、歳出予算の主なものは、民生費では、低所得者支援及び定額減税補足給付金２千９９２万円の減額、障害者介護給付費８７０万円の増額、特養海南荘負担金８９８万５千円の増額、訪問介護事業不採算分助成金２６２万９千円の増額、二葉保育園運営委託料５１５万７千円の増額、宍喰保育所運営委託料５９５万１千円の増額。衛生費では予防接種委託料１６８８万円の減額。教育費では、海南小学校トイレ改修工事請負費３３００万円の増額、宍喰中学校トイレ改修工事請負費３８００万円の増額は、いずれも令和７年度に繰り越し、新年度になり次第、早期に事業に着手するとのことでした。

委員より、洋式化する数は、温水便座やウォシュレットになるのかとの問いに、海南小学校１１基、宍喰中学校８基増設ですべて温水便座、ウォシュレットになるとのことでした。

特別会計の補正予算の主なものは、人件費の改定によるもので、議案第２０号、国民健康

保険特別会計については、事業勘定については１７万１千円を増額、施設勘定については９５万３千円を増額するものでした。

議案第２１号、後期高齢者医療特別会計については、８０万２千円増額するものでした。

議案第２２号、介護保険特別会計では、３７２万７千円を増額するものでした。

議案第２５号、海南病院事業会計では、収益的収入及び支出は、収入・支出とも、１２１１万１千円を追加するものでした。

委員より、人件費が増加しているが収支的にどうかとの問いに、収益も増えており、決算では損益は昨年と比べ１０００万程度プラスの見込みであり、６年度の一般財源繰入金は５年度と変わらないとのことでした。

議案第２６号、令和７年度一般会計予算の所管の部分については、歳出予算の主なものは、総務費では、地域路線バス運行費補助金４２００万円、デマンドバス交通支援業務委託料１６５万円。

委員より、デマンドバスの現状はどうかとの問いに、登録者は５５名、利用者は１３名で、今のところトラブルはないとのことでした。

戸籍基本台帳費のシステム改修委託料９６８万円、民生費では、施設改修工事請負費１６５０万円。

委員より、工事の内容はとの問いに、主に野江老人憩いの家の屋根防水シートの張り替えであるとのことでした。

児童手当費に９９８４万５千円、０歳から１８歳までの子どもあゆみ医療費助成に３３８０万円。衛生費では、がん健診の委託料として１１２６万９千円、予防接種委託料に３９０６万６千円でした。

委員より、ひきこもりの人数は把握できているのかとの問いに、保健師の方である程度は把握しているがすべては把握できていないとのことでした。

０・２歳児の保育料無償化は、年度当初から行った場合いくらくらいになるのか、またする考えはないかとの問いに、７年度で約８５０万円くらいになる。今までの方との不公平感が生じるため、県と合わせて９月から実施したいとのことでした。

マリッサとくしまの会員は増えているかとの問いに、利用は０人だが、重要な施策なので会員を増やすよう力を入れたいとのことでした。

教育費では、グローバル教育事業サポート委託料１５００万円、地域活性化人材企業人事業負担金１１２０万円、幼稚園のホール空調改修工事費に２３００万円、高校生の居場所新築工事費に８８００万円、海南文化村空調改修及び屋根修繕工事費に２０５０万円、宍喰地区グラウンドゴルフ場造成工事費に２５００万円でした。

委員より、地域活性化企業人事業負担金とグローバル教育事業サポート委託料について内容はとの問いに、地域活性化企業人事業は連携協定を締結しているフェリシア幼稚園より認定こども園のイマージョン教育スタッフ、中学校における英語教育による地域活性化スタッフを配置し、英語の定着を目指すもの。グローバル教育事業は、昨年度より包括連携協定を

結んでいる明泉学園に指導いただきながら、就学前から英語の環境の中で保育を実践するイマージョン教育を、４月から開園予定のかいようこども園にて２学期より実施するものであるとのことでした。またＡＬＴは全体で何人なのかとの問いに、８名で各学校に派遣しているとのことでした。

議案第２７号、令和７年度国民健康保険特別会計予算については、事業勘定の総額は、１５億７５３２万１千円で、施設勘定の総額は８４７７万円２千円でした。

議案第２８号、令和７年度後期高齢者医療特別会計予算については、総額２億１６８７万５千円でした。

議案第２９号、令和７年度介護保険特別会計予算については、総額１６億５３９９万８千円でした。

議案第３３号、令和６年度海南病院事業会計予算は、第３条収益的収入及び支出は、収入・支出とも７億２３６９万７千円で、第４条資本的収入及び支出は、収入・支出とも７３４０万１千円、第７条１の給与費が４億６４２０万４千円。

委員より、人件費で給料表が初任給増となっているがとの問いに、全国的な賃金の引き上げがあり、平均で３％、若い世代中心の賃上げで１０％を超える上げ率もあるとのことでした。

議案第３４号、教育委員会委員の任命については、教育委員１名が一身上の都合により退職されることを受け、委員１名の新任の同意を求めるものでした。

概要は以上のとおりで、委員会を午後５時１０分に閉会しました。

これをもちまして、文教厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○東議長

これで文教厚生常任委員会、委員長報告を終わります。

以上で、委員長報告を終わります。

○東議長

日程第３、一般質問を行います。

通告順により発言を許可します。１番 長江議員。

○長江

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、公園の整備についてでございます。

高齢者の増加により、最近では公園に大人用遊具を設置している自治体も増えております。公園＝子どもたちの場所、子どもの遊具が多い場所というイメージでしたが、最近は少子高齢化による影響もあり、その形態が変化しつつあります。ただ、大人用遊具を子どもが使用すると危険ということで、注意書きを設置している自治体もあるようであります。海陽町に

も公園はたくさんありますが、自然や緑が健康にとって有益だということはよく知られており、こうした緑の効能のほかにも、気軽に運動を楽しめる安全な場所として、公園は健康づくりに寄与が期待できるところであります。また、整備することにより、ヒートアイランド現象緩和や災害時の避難場所、復興段階での活動拠点や仮設住宅の設置場所、資材置場等に活用されます。ただし、整備状況を見てみると、古い遊具が残っていたり、雑草が生い茂っていたりと、環境整備があまりできていないような場所も多く見受けられます。

そこでまずお尋ねします。現在の町が管理している公園の数と管理状況についてお伺いいたします。

○東議長　戎谷観光交流課長。

○戎谷観光交流課長

現在の町管理の公園数と管理状況についてのご質問にお答えいたします。

公園の管理については、整備目的等により複数の課にまたがっております。観光交流課管理の施設としては、現在整備を進めておりますピクニック公園を始めとする七つの公園施設があります。ピクニック公園蛇王運動公園については、一般財団法人まぜのおかに指定管理を行い、公園施設内の清掃や草刈り、遊具の点検等の運営管理を行っていただいております。漁火の森公園については、株式会社漁火の指定管理の中に含まれており、公園施設内の草刈りや除草作業、芝生の整備、公園の清掃と遊具の管理を行っていただいております。このほかに、海南親水公園、野江農村公園、鞆奥漁港公園、宍喰ふれあい水辺公園の四つの公園があり、観光交流課にて管理しており、草刈り等については、シルバー人材センターや海部森林組合に発注して、毎年１回か２回程度、作業をしていただいております。また、公園施設の清掃については、年間を通し、月ごとに複数回の維持管理を、地域の個人の方や業者の方に委託しています。産業振興課管理の公園については、海陽町角坂山村広場の１カ所で、管理を角坂地区に委託し、遊具や施設の管理、清掃や草刈りを行っています。教育委員会管理の公園数については３カ所で、川上農村広場については、神野地区住民に維持管理を委託して、清掃や整地、草刈り等の施設の維持管理を行っていただいております。那佐運動公園については、定期的に草刈りや清掃作業をシルバー人材センターに委託して維持管理を行っております。宍喰地区の町中にありますさわやか公園については、定期的に草刈りや清掃作業についてシルバー人材センターに委託しており、遊具点検を年に１回行っております。管理については、支障木の伐採や草刈りなど、年間を通じ、必要に応じた対応を行っておりますが、雑草の成長が早く、除草管理が一番の課題でもあります。また、遊具の点検は、コンビネーション遊具等については定期的に行っているものや、不定期ではありますが、メーカー等に調査いただいておりますが、小さな公園に設置されている小さな遊具やベンチ等については、職員や施設管理関係者にて状況確認を行っています。不具合等が確認できたものから修繕を行っていますが、公園整備後、年数が経過し、古くなってきているものや経年劣化に

より使えなくなった遊具については撤去を行っているものもあります。

○東議長　１番 長江議員。

○長江

公園、各課の方で一応管理をしていただいているということですが、やはり古い遊具があって子どもがけがをしたとか、そういうニュースも全国的に見たりしたりすることもありますので、やはり遊具の点検というのはすごく重要であるんじゃないかなと思います。あとやはり草刈りが、やはり雑草が結構生えるということで、雑草の生えるスピードが早いということですが、その分、管理の回数を増やすとか、やはりいつ行っても快適に過ごせるっていうのが本当の公園の意味ではないかなと思いますので、公園は子どもからお年寄りまで誰でもが利用できる場所であって、自由に活動できる場所でありますので、そういうところの管理は適正に行っていただけたらなと思います。これだけの場所があるのでなかなか大変だとは思いますが、やっぱり地域の方に協力していただくとか、あるいはまだこれに載ってないという小さな公園なんかもまだ結構あると思いますので、全ての公園が同じように使えるようにしていっていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて２点目ですが、先ほど言ったように、公園というのは健康づくりに寄与する場所として重要な施設であると思います。少子高齢化が進む中で、子どもの遊具とともに大人用遊具を設置することはできないのか。先般、森林環境譲与税で施設にベンチ等を整備したと新聞に掲載されておりました。簡易な踏み台とかなら、この予算を使って整備できるのではないかと思います。本格的な遊具だと結構お金がかかると思いますが、簡単な遊具であれば、その森林環境譲与税とかを使って整備できるのではないかと思いますので、その辺どのようにお考えでしょうか。

○東議長　戎谷観光交流課長。

○戎谷観光交流課長

子どもの遊具とともに大人用遊具を設置できないか、簡単な踏み台等なら森林環境譲与税を使って整備できるのではないかのご質問にお答えいたします。

少子高齢化が進む中、全国的にも高齢者等の体操の運動の場であったり、散歩スペースの確保のための公園活用として、大人遊具の設置もされてきております。当町においては、令和３年度のピクニック公園整備において、海老ヶ池周辺を散歩されている方や公園に散歩に来られる高齢者の方への健康遊具として、幼児公園駐車場横のピクニック広場に、背伸ばしベンチ３基と健康うんてい１基を設置しております。公園は周辺環境を良くするだけでなく、議員ご質問のとおり、大人、子どもにかかわらず、健康づくりに寄与する場所であります。今後の公園の有効活用として、子どもから高齢者までが集い楽しめる公園として活用してい

く施設にしていくということは、少子高齢化が進む本町において重要な事項と思います。
　ご質問にありました森林環境譲与税を活用し、県産材等で遊具製作や設置は有効な施策であり、背伸ばしベンチやバランスウォーク、アップダウンの運動ができる踏み台等の遊具など、木製でも製作可能なものがあると思われます。どのような遊具が森林環境譲与税にて設置可能であり、使用者のニーズがあるかなど情報収集した上で、関係課と協議し、対応してまいりたいと思います。

○東議長　１番 長江議員。

○長江
　はい。ただいまの答弁でできるだけ整備をしていただけるということで、本当に簡単なものであれば、さっき言った背伸ばしベンチとか、あるいは踏み台ですね、そういうもので結構軽い運動にはなると思います。日本の平均寿命と健康寿命の間に約１０年の差があると言われてます。やはりこの健康寿命の差を縮めるためにも、平均寿命と健康寿命ということで、健康寿命と平均寿命の間が１０年ということで、この１０年の間、やはり病気で介護にかかる、あるいは病院に入院する、そういうことであると思います。本当に公園というのは、誰もが行って簡単に運動ができる場所というところでありますので、やはり外で運動するということは気分転換にもなりますし、家庭用の健康器具買ってもそのまま放置というようなこともありますが、やはり出ていって運動するというのになると、心も体も開放的になって気持ちがいいとか、そういうご意見もあるみたいですので、できるだけそういうものを整備していって、町民の健康寿命を延ばしていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。
　続きまして、健康づくりについてです。先ほどの公園の整備とも関連するところでございますが、本町でも、健康ポイントの付与など、健康づくりについてはさまざまな施策を実施しております。健診率も県内トップでありますが、医療費や国保料、介護保険料等の抑制にはなかなかつながっていっていないのが現状であります。愛あいクラブ等での運動教室もありますが、交通手段のない高齢者はなかなか利用ができていないというのも現実であるかなと思います。個人で歩いている方々がたくさんいるので、ウオーキングのポイントも付与できるようなシステムにした方が、より多くの方が健康への意識付けに効果的であるのではないかと思います。高知市では、市独自の健康ポイントとともに、県内共通の健康ポイントを付与して、県を挙げて健康づくりを推進しております。また、岡山県の総社市では、お得健康商品券事業といって、歩いたり走ったりすると商品券がもらえる事業を行い、年間１億円もの医療費が削減されたそうであります。この事業で介護費や国民健康保険料も抑制され、まさに一石二鳥の効果が得られている事業ではないかと思います。病気や介護の前段階に投資するという考え方で成功した事例であります。本町もこのように健康ポイント事業を拡大する考えはないでしょうか。また、高知県のように、県に要望して、県と連携して取り組む

考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○東議長　大崎子どもあゆみ保健課長。

○大崎子どもあゆみ保健課長

健康づくりについてのご質問にお答えいたします。

町民・医療機関のご理解のおかげをもちまして、また、保健師・栄養士による国保世帯の健診未受診者への全戸訪問等の取り組みにより、本町の特定健診受診率は６年連続で徳島県下１位となっております。さらに特定保健指導の実施率も５年連続で全国の町村の中で上位１０自治体に入っております。健診結果説明会等での保健・栄養・運動指導により、生活習慣病等の予防可能な病気に対する医療費は大きく抑制されております。１０年前の平成２５年度の予防可能な疾病の医療費２億２８５８万円に対しまして、令和５年度は１億４７０６万円と、人口減少の影響を除いても８１５２万円と３５・７％も減少しており、大きな結果が出ております。このように、適切な運動と食生活が健康維持や病気予防においても非常に重要な役割を果たすことは認識しており、本町においてもさまざまな取り組みを実施しているところです。かいよう健康ポイント事業として、ウオーキングの実施や体重・血圧測定、運動教室への参加や健診の受診に応じてポイントがたまり、３０ポイントためると町内で使える商品券や減塩商品、町内施設利用券等が当たる抽選に応募できます。

また、令和６年度からの新規事業としまして、健康寿命延伸事業を開始し、これには四つのメニューがありまして、一つ目、歩数アップチャレンジでフレイル予防として３カ月間の目標歩数を設定し、歩く運動習慣の定着を図る。二つ目として、血圧計を一家に一台プロジェクトとして、血圧計の購入補助３０００円や血圧測定スタンプラリー。また、三つ目として、減塩に取り組む第一歩として、塩分測定器の購入助成２０００円や管理栄養士の栄養指導を実施し、自らの血圧や塩分摂取量にも関心を持ってもらう。四つ目として、女性の健康を応援しますとして、健診受診率の低い４０代の女性を対象に特定健診を受診し、保健指導を受け、早期発見に努めるといった内容で、インセンティブとして景品を贈呈し、自分でできる健康づくりをサポートしています。しかしながら、かいよう健康ポイント事業や健康寿命延伸事業は、役場での申請が必要であったり、紙ベースでの取り組みであったりと、参加者が限定的であることが課題でありました。議員お話のように、スマホを利用し、手軽に運動に取り組める仕組みが必要であります。

そこで、今年度開発した海陽町の情報発信アプリである「ふるるんアプリ」を活用し、スマホの歩数計アプリと連動して、歩いた歩数がポイントとしてたまる仕組みが導入できないかを検討していきたいと思います。加えて、参加される町民に喜ばれるような景品への取り組みも考えていきたいと思います。また、徳島県でもテクとくという、歩数や体重、野菜摂取量の入力や健康イベントへの参加等に対してポイントが付与され、商品への応募ができる健康ポイントアプリがあります。今後は連携して取り組めないか、県と相談していきたいと

思います。
　健康寿命を延ばすことは、個人の生活の質を向上させるだけでなく、医療費や介護費用の削減にもつながるため、今後とも町民の健康増進に努めてまいりたいと思います。

○東議長　１番 長江議員。

○長江
　はい、今度、導入するアプリ、これは本当にいろんなことに活用できるんじゃないかと思っておりますので、せっかくアプリを開発するのであれば、防災情報は一番大事なんですが、そういう健康情報とか、そういうことをいろんなことに使えるようにどんどん広げていっていただいて、このアプリが有効に活用できたらいいんじゃないかと思います。先ほども言いましたように、やはり歩くというのは道具もいりませんし、一番健康にとって大事というか、歩くこと自体、道具がいらない、あるいは気軽にできるということで、夜とか朝とか結構歩いている方もいますので。あと徳島県がやはり生活習慣病が全国ワースト１位ということでございますので、それを改善するためにも、やはりウオーキングっていうのはすごく有効な手段であって、これをできるだけ多くの方があることによって健康になる、あるいは健康になることによって何か商品券のようなものを頂けるというような、誰でもが参加できるような形っていうのを町全体でいろいろと考えていっていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。やっぱりこういうことを歩くことで高齢者が外出を控えていたのを外出が多くなったとか、あるいは高齢者のうつが少なくなったというような症例も発表されておりますので、やはり歩くこと自体、本当に一番いい健康法ではないかと思いますので、その辺、周知とそれと幅を広げていただくということで、いろいろと工夫をしていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。
　それでは２点目になるんですが、やはり夜に歩いてる方々が多いので、安全を確保するために、反射たすきや歩行者用簡易ライト等の購入促進のために補助はできないのでしょうか。夜やはり歩いているのを見ると、車で自分たちが通っているときでも、はっと黒い上下黒い服を着ていると、本当に近くまで行かないと分からない、危ないということがございます。やはり町民の安全を守るという意味でも、反射たすきあるいは何ていうんですかね、リフレクターっていうんすかね、自転車の赤い反射材、ああいうピカピカピカピカ光るようなもの、あれを付けていると、本当にもう視認性もいいですし、安全を守れるのではないかと思います。そういうものを、結構安いものだと思いますので、そういうものに補助ができないのか、お伺いをいたします。

○東議長　黒木建設防災課長。

○黒木建設防災課長

お答えいたします。夜に歩いている方々の安全を確保するために、反射たすきや歩行者用簡易ライト等の購入促進に補助はできないかとの質問でございますが、議員提案のとおり、高齢者の方々をはじめとし、たくさんの方々が健康のためウオーキングを行っており、交通安全対策の必要については認識しているところであります。特に、夜間は車の運転手から見にくい場合もあり、反射たすきや歩行者用簡易ライトは、歩行者を認識する有効な手段であると考えております。現在、交通安全の推進として、町と海部郡交通安全協会海陽分会及び海陽町交通安全保護者の会が連携し、団体が購入した蛍光反射たすきを、ウオーキング等に必要な方や交通キャンペーンで配布を行っております。引き続き、住民の皆さまの健康と安全を守るため、反射たすきや歩行者用簡易ライトの必要な方へ配布ができるよう取り組んでまいります。

○東議長　１番 長江議員。

○長江

はい、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。それとまたこの反射たすきを配っているとか、そういうことについて広報というか、やはり知らない方もたくさんいるんじゃないかと思いますので、その辺広報をしていただいて、より多くの方が、歩いている方が安全にウオーキングが楽しめるような形を取っていただけたらと思います。

最後に、この全体、公園の整備とか健康づくりについて、町長のご所見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○東議長　三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。まず公園の遊具に関しましては、全ての公園に同じようなものをばらばらばらばら置くのではなくて、全ての遊具の配置をですね、戦略的に考えていければというふうに考えております。また、公園に関して、休日はですね、遊具を開放している小学校とかもありますので、こども園や保育所、ドリーム館や子ども教室などの遊具も休日に開放できないかとか、さまざまな観点で発想して考えていきたいというふうに思っております。さらには、海陽町全体がやはり公園であるというふうにも考えられますし、高齢者のウオーキングコースの途中になっている場所に、休憩所と大人の遊具を簡単なものを設置できないかとか、またまちづくりの観点からですね、大きな目で物事を見て管理をしやすいように戦略的に考えて、平均寿命と健康寿命の差を少しでも縮めていけるように取り組んでいければと思います。

また、町民の健康づくりの観点というのは、先ほどもありましたけれども、やっぱり一つの課というふうなことではなくて、まちづくりの観点から大きな目で物事を見ることにより、

利用する方も、利用しやすく、また管理もしやすくなると思っております。課長の答弁の中で、ふるるんアプリを使って歩いた歩数などがポイントとしてたまる仕組みを検討するということでありましたので、その反射たすきとか歩行者用のライトとかも、そのようなものの景品にしたら良いのではないかとも感じました。今後ももうすぐリリース予定のふるるんアプリの啓発も兼ねまして、戦略的にその辺りも検討していきたいと思いますので、引き続き、議員のアイデアをよろしくお願いをいたします。

○東議長　１番 長江議員。

○長江

はい、公園についても全体的なことを見ながらということで、前向きな検討をしていただけるということ、あるいはふるるんアプリ、本当にこれをせっかくお金をかけてすることでありますので、いろんな利用方法、たくさんの方に利用していただいて、有効に活用できるような形を考えていっていただけたらなと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○東議長

長江議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。（午前１０時２２分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午前１０時３１分）

一般質問を続けます。５番 富田議員。

○富田

皆さんおはようございます。

一般質問の前に訂正をお願いしたいと思います。通告で現物支給ということになってございますが、現金支給に訂正をお願いいたします。

それでは通告書に基づいて、一般質問に入っていきたいと思います。

第一次産業である農林水産業の業種に従事している世帯は、海陽町では、農業者数３６０世帯、営農計画書にて出荷の記載がある者です。また、林業従事世帯約６５世帯。漁業では、鞆浦漁協関係者約１１４世帯、宍喰漁協関係者約１１８世帯、合計約２３２世帯。世帯数合計で約６５０世帯が、第一次産業に従事していると推測をされます。特に、漁業者に関しては、地球温暖化の影響により、海面水温の上昇、磯焼け現象によって、藻場の減少等などで漁獲量が少なくなってきております。農家の方にとっても資材費高騰と、その上に天候不順、昨今の物価高騰で日常生活が苦しくなってきていると予想されます。そこで、生産意欲維持

のため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、第一次産業従事世帯に４万円から５万円の現金支給実施ができないか、まずお伺いをいたします。

○東議長　乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

農林漁業従事世帯へ生産意欲維持のため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して現金支給ができないかというご質問についてお答えいたします。

政府は長引く物価高騰を受けまして、令和６年１１月に、さらなる物価高騰対策臨時交付金の予算を閣議決定しております。海陽町には４７０２万１千円が交付見込みでございます。本財源の活用につきましては、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できることとなっております。本町におきましては、令和５年度から物価高騰対策としまして、商品券事業や住民税非課税世帯への給付金事業など、住民生活を応援するための事業を実施してきております。また、令和６年度は全町民を対象とした秋の暮らし応援商品券事業を実施し、消費支出を支援させていただいたところでもございます。

そこで、議員ご提案の農林漁業従事世帯への現金支給ができないかということでございますが、物価高騰は住民生活及び事業活動の全てに影響があるものと考えております。従いまして、全ての町民が公平に利益を享受すべきというふうに考えております。そして、今回の交付予定額は４７０２万１千円との見込みでございますので、まずは住民生活の支援事業等を検討したいと考えております。今後の経済の動向によりましては、また臨時交付金が交付される可能性もありますが、割り当てられる財源とその時々の状況、ニーズを的確に捉えまして支援事業を検討してまいりたいと考えております。その際には、議員のご意見、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

一応、第一次産業の方ですね、皆さん汗水垂らして一生懸命働いていただいております。それで一般質問の中でも申しましたが、資材高騰とか天気不順とかありますので、できるだけ生産の意欲をですね、なくさないように、できるだけ補助もしていただけたらですね、町の行政としてもですね、足腰のもとが弱ってきたら、町全体の生産も落ちてくると思いますので、そこらあたりも踏まえまして、また交付金の方で予算が付くようで、できるだけ多くの配分があるようでしたらですね、今後、検討していただけたらなと思いますので、お願いいたします。

それでは、続いて第２点目の質問に入っていきたいと思います。

昨年、令和６年５月１２日、日曜日に、町民の方が教育委員会のマイクロバス（ふれあい

号２９人乗りのバス）を使用申請書を提出して、京都桂川まで運転し、擁壁に接触して物損事故を起こしています。海陽町有マイクロバス使用規約３ノ２によると、使用団体は、使用の２週間前までに使用申込書を町長に提出・許可を受けなければならないとなっているが、町民の方の使用申請書の日付が、令和６年５月７日付で受け付けはされています。使用日時の５日前である。当然と担当課は受け付けはできないと思うが、受け付けをした理由は何ですか。規約違反には該当しませんか。まずお答えください。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

お答えいたします。令和６年５月７日に使用申請書を提出し、５月１２日に使用している。マイクロバス利用規約の条件には使用の２週間前までに使用申請書を町長に提出し、許可を受けなければならないとなっているについてお答えいたします。

平成１８年９月５日施行の海陽町有マイクロバス使用規約第３条第２項において、使用団体は使用の２週間前までに使用申請書を町長に提出し、許可を受けなければならないと規定されていると認識しております。本件につきましては、令和６年６月３日、全員協議会においてもご質問をいただいており、同様の答弁でございますが、２週間前までできっちり線引きをしてしまうと、急な決まった場合に使用ができなくなってしまい、使い勝手が悪い運用となってしまうことから、期限を過ぎた使用申請についても利便性向上のため使用を認めておりました。このことについては、規約に沿った適正な運用が十分にできていなかったと反省をしております。その後、規約の見直し検討を進めてまいりました。今後は、利用者のニーズも踏まえ、安全かつ適正な運用ができるよう、先般の議会全員協議会にて規約見直し概要をご説明させていただいたところでございます。また、４月１日から改正規約が適正に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

先ほど課長の答弁で、利便性の向上ということで、これは私の利便性の向上は結構かと思うんです。しかしですね、一応、規約として定めている以上は原則規約は守ってですね、していかなくてはですね、規約自体がもう無効になってしもて、何しに規約作っとんかいっこも分からんというようなことにもなりかねませんので、やっぱり筋は筋、規約は規約で、今後は守っていただきたいと思います。

続いてですね、また３ノ４、バスを運転する者は、町の職員また事前に教育委員会に登録した者に限るとなっているが、この方は事前に登録名簿に記載をされていた町民の方ですか、お伺いをいたします。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

運転した者は事前に登録されていた方なのかについてお答えいたします。

現マイクロバス使用規約、第３条使用条件について、バスを運転する者は町の職員または事前に教育委員会に登録した者に限ると記載されていることは認識してございます。本件についても、令和６年６月３日、全員協議会においてご質問がございました同様の答弁でございます。本件の運転手の方については、前回の使用実績申込み時に運転手として使用実績があり、登録されておりました。このことについては問題がなかったと認識しておりますが、海陽町町有車両管理規則に準じるような運転経験の審査を行っていないことから、このような運転登録については、安全運行を確保する上で適切な使用規約ではなかったと確認し、規約の見直しを進めているところでございます。今後につきましては、４月１日から改正規約が適正に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

さっきの答弁でですね、前回のときに登録の申請があったというようなお話でございましたが、前回のときの登録のされた年月日、何年の何月ですか。分かる範囲でお答えください。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

前回の使用申請時の登録がいつであったのかとの問いにお答えいたします。

私、令和５年、６年と地域つながり課長を務めておりますが、私の前であったというのは確かでございますが、何年何月何日であったかについては、資料を持ち合わせてございませんので、今、お答えすることができません。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

この町民の方ですね、今さっき課長の答弁では、もう２年も前の以上のときにつこただけというようなことでございます。それでですね、こういう方がですね、この公用車のマイクロバスを長い間つこてない方がですね、使うということについてはやね、ちょっと町の方も慎重にですね、担当課の方も慎重にやね、やっぱりしていかなんだら、この登録については、

今度の規約改正で多分１年ごとに登録に変わってくると思うんですが、普通、常識的な判断で町民の感覚からですね、考えたらですね、ほないもう何年も前に１回だけつこて、そのまま今度のほのまま、事故を起こしとるか起こしとらんかも分からんのにですね、それとまあ経験も乗んりょるか、乗んりょらんか分からんのにですね、町の財産の車を貸してですね、もし事故でも起こったらどないするんですか。ここらあたりはもうちょっと気を付けてやっていただきたいなと思います。

それと３ノ５では、使用後は必ず洗車、車内清掃及び燃料を満タンにし、所定の場所に納車することとなっているが、今回、車両清掃はされていましたか、お伺いをいたします。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

今回の件について、使用後の車両清掃が行われていたのかの問いについてお答えいたします。

現規約については、使用後は必ず洗車、車内清掃することと規定されてございます。本件につきましても、６年６月３日、全員協議会においてご質問をいただき、同様の答弁をしております。使用後に必ず洗車については、汚れた場合のみの運用をしており、通常使用では洗車までは求めていない運用をしてございました。車内清掃についても、使用後の車内見回りを含む確認は運転手の方にしていただいておると認識しておりましたが、教育委員会の清掃の確認まではしていない状況でございました。これについても、現規約に沿った適正な運用が十分にできていなかったと反省をしておるところでございます。こちらも改正後の規約の運用から適正にしていけるよう努めてまいりたいと考えております。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

この車内清掃もですね、私が聞いた話では、車内清掃は実施されておられなかったというように聞いております。つこたらですね、やっぱり車内清掃は後の方が使わないかんので、当然としていくべきと思います。

次に、マイクロバス使用取扱細則では、当日１０人以上の乗車があることとなっているが、乗車人名簿では９人である。海陽町有マイクロバス使用取扱細則、使用の範囲違反に該当しないのか、お伺いをいたします。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

当日１０人未満の使用が問題なかったかの質問についてお答えいたします。

こちらにつきましても、平成１８年９月５日施行の現マイクロバス使用取扱細則において、当日１０人以上の乗車があることと明記されておることは認識してございます。こちらにつきましても、令和６年６月３日、全員協議会においてご質問をいただき、同様の答弁をしてございます。こちらにつきまして、令和５年度のふれあい号の使用実績を確認したところ、１１０件中１０人未満での使用が１４件ございました。こちらにつきましては、新型コロナ以降、三密の回避などで１０人を下回った使用を認めていたケースもあったかと思います。また、学校部活動の少数利用に対応していたことなども原因であったと考えております。この件につきましても、現規約に沿った適正な運用ができていなかったと反省し、規約の見直し検討を進めてまいりました。現在の利用者ニーズなどの状況を踏まえ、適正に管理できるよう進めておるところでございます。また、こちらも４月１日から改正規約が適正に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

マイクロバス車両は７月の末日頃運行もしていたようだが、車両の修繕代金が約８カ月も経過して支払っているが、２０２５年、今年の１月２０日です。どうして８カ月間もかかっているのか、その理由は何ですか。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

本ふれあい号の修理において修理完了が１２月となり、保険支払いが１月になった件についてお答えいたします。

本ふれあい号は約２０年が経過しており、部品の方の手配をかけたところ、全ての部品がそろうまでに日数を要したと聞いております。バンパー自体の取り替えにつきましては速やかに行われましたが、それに附属する部品の最終の取り替えが１１月の末になったと聞いております。なお請求書を１２月に受け、町の担当部局の方に提出し、保険の振り込みが１月の２０日となったと認識しております。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

これ、今課長の方でびっくりしたような返答が出てきたんやけんど、このマイクロバスですね、夏以降からずっとですね、８月からずっと保護者の子どもさん乗せて、小学校の児童

とか乗せて運行しよるんやろ。運行しよんですよ。それが部品がなくてですね、それで１２月までこの修繕が遅れたということはですね、欠陥車両の車にですね、町民の大事なお子さんをですね、乗せて運行しよると。こんなことが許されるんですか、これ。私もびっくりします、これは。こんなもんは欠陥車両に乗せて運行さすやかいうて、もう考えられんな。今もう修繕できとんでもうこれは聞けませんが、ここらあたりはもうちょっと教育委員会としてですね、ちゃんとしていただかなければいかないと思います。

またですね、それと１２月に完了ということでなったということでございますが、ほんならこの車両の修繕費用はどこが支払ったのかお尋ねをいたします。また、修繕費用は幾らかなったのか、分かる範囲で担当課の課長、返答をお願いいたします。担当課でなくても分かる課長。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

まず初めに、先ほどの私の答弁がちょっと足りなかった部分があるので、そちらについてちょっとお話させていただきたいと思います。

本ふれあい号ですが、今回の物損事故があったすぐに修理をいつも依頼しておる自動車整備工場の方で確認をしていただいております。最後の部品がそろったのが１１月末ということでございますが、こちらの部品につきましては、マイクロバスにはバンパーの隅に前の扉を開けるためのスイッチが入ってるカバーが付いてまして、そちらのカバーがそろわなかったというのが実情でございます。実際の運行につきましては自動車整備工場の方に問題ない旨も確認し、バンパーの修理が完全に終了する前にも使用しておったという状況でございます。なお、修理費用につきましては総額で５１万３３４円となっております。なお、こちらにつきましては、町の担当課で町の公用車に掛けておる保険の方から支払いがなされておる状況でございます。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

これさっきスイッチのカバーが付いとらんということで運行しよったというふうなお話やけど、これ私も分からんのでお尋ねしましょか。車両を運行する場合ですね、車両運行法というて法律があると思うんですね。それでこの法律に基づいて運行はしていくと思うんやけど、ほんならこれは付いとらいでも別に運行違反にはならんのですか。なっとらんのですか。そこらあたり確認だけちょっと。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

車両運行法上に違反がなかったのかの質問についてお答えいたします。

私が今説明したカバーにつきましては、バンパーの隅の方にある小さなカバーの部品でございました。なお、先ほども答弁いたしましたが、いつも修理をしていただいておる自動車整備工場の方で運行について支障があるか、安全に問題がないのかの確認をしたところ、問題ないという回答を得ておりましたので、自動車の法律については確認しておりませんが、心配ないと認識しておったところでございます。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

先ほど私の質問で修繕費用はどこが支払ったのか金額等をお聞きしましたが、金額では約５１万３３４円でございます。それで修繕費用は町の方の保険で使ったということは、海陽町役場の方で保険をお支払いしたということですね。こういうことで確認よろしいですか。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

町の掛けている保険で支払ったのかとの質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおりでございます。町有車両全体に町村会であったと思うんですが、そちらに保険を掛けておりまして、そちらの保険でお支払いしたということでございます。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

それではお伺いしますが、契約書では、故意または過失によってマイクロバスを破損した場合は修繕費の全額を負担いたしますと、誓約書に令和６年５月７日付けで署名をしておられます。これまでの期間、この町民の方に面談、電話等をして催促の実施をされたのか、お伺いをいたします。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

誓約書を書いておるにもかかわらず問題がなかったか。あと故意または過失によってマイ

クロバスを破損した場合には修繕費の全額を負担することとなっており、運転者本人へ請求しなかったのかのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、マイクロバス使用申請時において誓約書を提出していただくこととなっております。こちらの方に乗車している者が故意または過失によってマイクロバスを破損した場合には、修繕費の全額を負担いたしますとなっておりますが、こちらにつきましても、私の方が故意または重大な過失というような認識のもとで運用しておった事であったと反省しておるところでございますが、今回の事故について、それが重大な過失または故意に当たるのかというところでございますが、教育委員会の判断で、重大な故意・過失には当たらないというような運用のもと、町有車両の保険の方で処理をいたしております。こちらもこれまでの質問と同様に、実際の運用に即していない部分もあったのではないかと考えておるところです。７年４月１日以降、規約の改正をすることとしておりますが、今後、安全安心で適切な運用ができる規約となるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

これね、この誓約書をですね、誓約書ではこううたわれとんですよ。万一、乗車している者が故意または過失によってマイクロバスを破損した場合は、修繕費の全額を負担いたしますとなっとんです。ほやけんに課長の方で重大な過失とかいうようなほんなんの判断でと違うということで、役場の方がお金を立て替えてですね、お支払いしとるようなんやけど、ちゃんとここにもですね、過失によってというてうたわれとるじゃありませんか。こうなってくるとですね、これは町民のお金をですね、保険でつことると言うてもですね、町民のお金で保険で払とんでしょ。これ、この町民の方のためにですね、過失で車を傷めとんのにですね、これを役場がですね、立て替えるというしにお金を払とるということはこれどういうことですか。ちゃんとここらあたりはかちっとですね、履行して、やっぱり修理代は誓約書どおりですね、納付をしていただけるようにするんが担当課としての立場と私は思うんですが、いかがですか。

○東議長　三浦教育長。

○三浦教育長

質問にお答えいたします。重大な過失というのは、交通法規を逸脱したと、過失であるという前提で判断をしているところです。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

今までの経過の話の中の流れといたしてですね、規約は守られてないと、遵守ができていないということかと思いますが、それでですね、町長にもちょっとお伺いしたいんですが、使用規約では、使用上の管理は町長は管理者になっているが、こういうコンプライアンス法令遵守ができていないことについて、行政の責任者として、町長自身、どう対処を考えているのか、お伺いをいたします。

○東議長　三浦町長。

○三浦町長

規約にはそういうふうになっているというふうなことでありますけれども、町有車両の管理規則には、当該車両の所属する課などの長が管理する者とあるので、答弁は私ではないと思いますので、はい、教育委員会の方にお願いします。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

これ今、町長の話では教育長というような話やんけど、話振らんとですね、この海陽町マイクロバス使用規約ではですね、使用上の管理者は海陽町町長となっとんですよ。町長が最終責任を取るようになっとんとちゃうんですか、これ。これは教育長というような教育長の名前やかここでは出てきませんよ。町長はちょっと勘違いしとんちゃん。勘違いしておりませんか。これ使用上の管理はですね、管理者は海陽町町長になっとんですよ。運行管理者は海陽町総務課長ということになっております。この最高管理者のですね、町長とうたわれとんが、どうして教育長のところへ向いて話を振るんですか。なっとったらなっとったで、なっとんやけん、ちゃんと責任持ってですね、答えてもらわなんだら、教育長に振ったら教育長がかわいそうなと思います。町長、どんなんですか。

○東議長　三浦町長。

○三浦町長

もう一度言います。町有車両管理規則には、当該車両の所属する課などの長が管理する者とするとあります。規約は内部ルールで、規則はその上位法令でありますので、事実、それに則って教育委員会で管理運用していたと思いますし、１９年前に作った内部ルールが間違っていたのかなというふうに理解をしておりますので、間違えている内部規約というのを、今の時代に合うように早急に改善していただきたいというふうに考えているところです。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

それではですね、時代に合うてないというような規約になっておるというような町長の答弁でございますので、それでしたらですね、できるだけ今後はですね、早急に改善できるところは改善をしてですね、しっかりと運用規約の整備並びに運行についても運用していただけたらなと思います。

○東議長　三浦教育長。

○三浦教育長

ただいま町長より答弁ありましたように、公用車の管理規則の方で所管課が管理をするというところで、出すのは町長の方で今申請書を出しておりますが、町長に相談もしながら、私の方で運用をしてまいっておるところです。海陽町では、住民の皆さんの利便性の向上、それから住民福祉の向上、地域コミュニティの活性化を目的に、さまざまな用途に活用できる町有マイクロバスを２台、今、配置をしております。その２台を教育委員会が管理、運用しております。先ほど池田課長からも答弁がありましたように、この町有マイクロバスを遊ばせることなく、ずっと使わずにおることなく、利用頻度を高めて有効活用できるように、住民の皆さんの使いやすさを主眼に置いて、一部規約より緩く運用してきた事実がいつからか定かではありませんが、随分前からありました。その運用が慣例となって今まで続いてまいりました。町村合併当初にできた現在の規約が、住民のニーズや現在の社会状況に合っていないことが分かっていながら規約の改正をしてこなかったことも、議員から指摘のとおり、いただいたとおり原因で、そのことも大きな原因であると思っております。そのことについても強く責任を感じているところでございます。もちろん議員のご指摘どおり、先の６月３日の全員協議会でも謝罪もさせていただきましたが、この規約を適切に運用してこなかったことにも責任を感じております。６月３日の全員協議会で、議員からのご指摘にお答えさせていただいたように、このたび町有マイクロバスの安全な運行と住民の皆さんの使いやすさを主眼に置いた規約を改正いたしました。詳細については、３月３日の全員協議会で池田課長より説明をさせていただきました。今後は、この規約を適切に運用してまいりますとともに、先ほど議員のご指摘ありました事故での対応とか、素早い対応であるとか、事故処理についてもしっかりと運用ルールを決めて活用していきたいと思ってます。今後もまた住民の皆さんの意見を反映しながら、実際の利用状況に応じた規約の改正も考えながら運営を進めたいと思っておりますので、またこの件につきまして、またいろいろご指導、ご理解いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○東議長　５番 富田議員。

○富田

それではこういうようなことでございますので、規約の整備とかは今後、かちっとやっていただけたらなと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は閉じることといたします。

○東議長

富田議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。（午前１１時２１分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午前１１時２１分）

一般質問を続けます。４番 佐川議員。

○佐川

議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり質問をいたします。

今回は移住対策強化についての質問をいたします。

徳島新聞に東京一極集中という記事が掲載されていました。皆さんもご覧になられたと思います。コロナ禍が明け、再び東京圏、大阪、福岡へ集中し、社会動態が増加しております。全国的に人口流出が見られ、地方における人口減少と高齢化が加速しています。特に若者の流出が目立っています。大手企業では初任給が３０万円を超す企業もあります。海陽町でも人口減少と高齢化が深刻となっています。それにより働き手、また担い手の確保が問題となっております。

そこで質問をしたいと思います。一つ目に、海陽町においての現在の自然動態と社会動態、また移住者数の状況を教えていただきたいと思います。

二つ目に、首都圏に出向き、移住・定住相談会や移住・定住フェア等に参加していますが、その効果は、どのくらい出ているのか、お伺いしたいと思います。

○東議長　乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

海陽町の自然動態と社会動態、また移住者数の状況はというご質問についてお答えいたします。

令和６年度の自然動態は、出生が１６名、死亡が１８２名で１６６名の減、令和５年度は出生が２８名、死亡が２１２名で１８４名の減となっております。次に社会動態でございま

すが、６年度で、転入が２１５名、転出が２５２名、３７名の減、令和５年度は転入が２４９名、転出が３０５名、５６名の減となっております。次に移住者数でございますが、令和６年度の移住者数は４８名、令和５年度は５０名となっております。

続きまして、移住・定住フェアの効果でございますが、令和６年度は、東京へ１０回、大阪へ７回の移住・定住フェア相談会に参加しております。海陽町のブースには延べで１７３組２４８名の相談者が訪れております。その相談者のうち、移住のために海陽町の方へ視察に訪れた方が、延べで８組１２名となっております。移住フェアの効果としましては、令和５年度の移住フェアの相談者からは、１世帯２名の方が本町へ移住しております。また令和４年度の移住フェア相談者の方からは、２世帯５名が本町に移住しておるような状況でございます。以上でございます。

○東議長　４番 佐川議員。

○佐川

今お伺いしますと、自然動態では約２００名弱、本年度は１６６名ということで、社会動態でもやっぱり減少していっているということですが、また、移住フェアに対しても１７回も行ってる中で数少ないというか、少ないと、もっと多いのかと思いましたが、少ない１世帯、２世帯という状況だったということで。これはまた後で。

続いて、２番目の質問ですが、総合計画が２０１８年３月に制定されています。令和７年、２０２５年に９２４２人となる推計を立て、人口推移目標９０００人としていましたが、しかし、後期基本計画の期間が始まる２０２３年で新型コロナウイルスの流行により人の移動が制限されるなど、社会情勢の大きな変化に伴い、計画期間の最終年となる令和９年、２０２７年の推移人口７６８９人となることから、令和６年３月に８０００人に維持目標を改定しています。現在、海陽町の人口は、令和７年１月時点で８１７０人となっています。維持目標を達成するための今後の見通しと、その対策はどのようにするのか、お伺いしたいと思いますが、１年間にほぼ１８０名、１６０から１８０名減少していくとなると、既に８０００人を下回るような傾向になると思いますが、今後、この対策をどのようにするのかお伺いしたいと思います。

○東議長　奥原行革政策課長。

○奥原行革政策課長

はい、それではお答えをいたします。人口目標の今後の見通しと対策について等のご質問でございますが、議員お話のとおり、平成３０年に策定した第二次海陽町総合計画では、人口目標を将来人口９０００人維持としておりましたが、現在の状況を踏まえ、総合計画の最終年となる令和９年の推計人口が７６８９人、それとご質問のように、令和１２年には７０

９５人、それから令和１７年には６１６８人となる人口推計の見込みを立てております。当初の人口安定化シナリオの実現が困難と判断いたしまして、昨年度、将来人口８０００人維持と下方修正をしておるところでございます。今後につきましても、本町のまちづくりの共通テーマである未来を担うひとづくり、移住・定住地 働く場所としての魅力向上、それから誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しまして、引き続き、対策を講じていきたいと考えております。また、令和９年から、まだ仮称ではございますが、第三次の海陽町総合計画の策定も控えておりますので、来年度より策定準備に取りかかりまして、本町総合計画のブラッシュアップを図っていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○東議長　４番 佐川議員。

○佐川

移住とか、本町の魅力を向上させたりして維持に努めるということですが、現在の移住とかに対しての移住促進施策のようなものはどのようになっていますか。具体的にどういうものがあるのか、教えていただきたいと思います。他の自治体では定住促進補助金支援事業制度や若い人が新しい家を建てるときには、住宅建築資金借入利子補助金などがありますが、本町ではどのような施策があるのか、お教えください。

○東議長　乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

現在、移住促進施策にどのようなものがあるか、その検証状況はとのご質問についてお答えいたします。

本町の移住促進施策につきまして、まず１点目としまして、海陽町移住体験住宅を整備いたしております。移住者向けに住宅を賃貸する事業でございまして、現在は神野地区に３棟、単身棟が１棟、家族棟が２棟、宍喰正梶地区に家族棟１棟の合計４棟において運用を行っているところでございます。これまでの実績としましては、平成３０年の設置以来、２１世帯３５名の利用がありまして、そのうちの１０世帯１９名が海陽町へ定住をしております。

２点目としましては、海陽移住促進会議において、移住希望者の就労支援と地域の就労者不足解消のため、民間団体等と連携しまして、移住定住に結び付く取り組みを行っております。この海陽移住促進会議の主な活動は、本町が出展する移住フェアに共同参加して、移住者の移住相談希望者の就職相談を行い、移住希望者へ職業の紹介を行うとともに、地元企業の就労者不足解消につなげる取り組みとなっております。

３点目としましては、空き家の有効活用と住まいの確保を目的に、空き家バンク制度や空き家改修支援補助金制度を平成２９年から実施しているところでございます。

４点目としましては、ふるさと創造戦略補助金起業支援補助金というのがございます。こ

の補助事業につきましては、移住者に限ったことではございませんが、海陽町内で起業する方向けに起業に要する費用の一部を助成するものでございます。移住希望者の中には、移住して海陽町で新たに事業を始めたいという方も一定数いらっしゃいますので、そういう方への後押しになるものと考えております。これらの移住促進施策に取り組んでいく中で、移住希望者や実際に移住してきた方からの声を聞きながら、ニーズの把握をし、新たな施策への展開をしていくということで、令和７年度から新たに移住のために海陽町へ視察に来られる方の旅費の一部を補助する制度を創設させていただこうと考えております。移住者獲得に向け、さまざまな取り組みを強化させていただいているところでございます。以上でございます。

○東議長　４番 佐川議員。

○佐川

今、返答いただきまして、４点ほどあるということで、移住者住宅は、海陽町で住めるかどうかっていうのを体験するために住む施設だと思います。けれどもここは１年ほどしか住めないので、住宅を探すのも苦労してます。３番目に言われました空き家バンクについても、次の空き家について質問します。就職について、いろいろお世話をしていただけるということなのですが、あと小さなこの移住促進に対してもっと細やかな施策も必要ではないかと思います。

先ほど言いました空き家バンクについて、次の空き家についての質問に移らせていただきます。３番目の空き家バンクがあると言いましたが、昨年、消防団により空き家調査をしたところ、１０６２件あるという報告を受けました。その中で少しでも手を加えると住める物件もあると思います。その空き家も放置しておくと住めなくなります。早急に空き家対策を講じる必要があると思います。空き家は地元の人だけではなく、移住者や移住者希望にもニーズがあります。住居確保、先ほど１年間で出ないといけないとかいう話がありますが、移住の確保が難しいため、移住を諦めなければならない人もいます。先ほども言われましたように、海陽町でも空き家バンクがありますが、住民に対してサポートを提供する体制を整備していますが、空き家に対する需要と供給のマッチングがなかなか進んでいないように思います。空き家については、日本全国で深刻な課題となっており、空き家バンクの整備だけでは不十分だと思います。自治体や地域ならではの取り組みが必要となってきます。空き家の有効活用の管理を進めることで、人口減少や高齢化に伴う問題を減少させ、地域活性化につなげることができると思います。行政が主体となり、家主や業者と連携し、イノベーションした後、貸し物件として貸し出す方法もあると思います。空き家を放置すると金銭的な負担だけでなく、さまざまなトラブルに巻き込まれる可能性があります。空き家について、今後どのような方針を立てているのか、お伺いしたいと思います。

○東議長　乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

昨年、空き家調査を実施して１０６２件ほどあった。その空き家を今後、どのようにしていく考えなのかというご質問についてお答えいたします。

令和６年度に海陽町にどれだけの空き家があるのかを把握するために、消防団員の皆さまのご協力を得まして空き家調査を実施しております。現在、調査データの取りまとめを行っているところでございますが、総数としましては１０６２棟の空き家があるという結果が出ております。移住希望者にとりましては住宅の確保は大きな問題でございます。現在の海陽町には十分な物件数があるとはいえないということで、対策の必要性も十分感じているところでございます。今回の調査につきましては、居住可能な空き家が何棟あるのかなどについては、現在、集計中でございますので、今時点では分かっておりませんが、居住可能な空き家の有効活用につきまして、今後、有効な方法を検討し、住宅課題の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○東議長　４番 佐川議員。

○佐川

住宅は本当に全国的に課題であって、移住してくる人、また海陽町でも若い人が結婚するなどするときに探してる方もいます。それらを踏まえて、最後に移住対策として、このＩターン、Ｕターン促進に力を入れるべきではないかと思います。その中でも、特に海陽町出身者のＵターン促進をすることにより、現実性があり、また効果的であると考えています。Ｉターン、Ｕターンは都会の経験を地元で生かすという点では同じではありますが、Ｉターンとは違ったメリットが挙げられます。一つは、なれ親しんだ地域で仕事も生活もできることです。地元なら家族や昔からの友人もいるので、安心して生活ができると思います。知り合いの少ない都会で暮らすことと比べると、精神的にも楽だという人も多くいるのではないでしょうか。愛着のある生まれた土地で暮らしながら仕事をすることは、やりがいや充実感にもつながります。ポツンと一軒家というテレビ番組がありますが、なぜこんなところと思うようなところで生活しています。小さい頃生活をしていて、両親や祖先が開拓してくれたので守りたいという愛着心があるからこそ、そこで生活できるのだと思います。そして、また空き家も生活し出すと空き家ではなくなっていきます。なれ親しんだ土地で働ける生活環境を変えることができ、またワークライフのバランスが改善もされます。そして近所の人も方も、また同級生も温かく迎えてくれます。増えるのは１人ではなく、休みには自然を体験しに家族や友達が遊びに来ると思います。また海陽町の総合計画の中で、豊かな自然環境、緩やかな人のつながりなどの本町の魅力、強みを最大限に伸ばし、移住と定住地としての魅力を向上させる、本町で育つ子どもたちのふるさと教育、世代交流を実施することでふるさと

愛を助成し、Ｕターン促進につなげる、本町の特性を生かし、産業の魅力化、活性化を図り、多様な働き方が可能なまちづくり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを挙げています。社会情勢が大きく変化する中、多様化、複雑化する地域課題に適切に対応するためには、ニーズを捉えた戦略的かつ持続可能なまちづくりをする必要があります。Ｕターン促進に向け、住みよい町、帰って来やすい町にするため、住まいに対して、また就職、子育て支援などに特に強化すべきだと思いますが、いかがですか、お伺いします。

○東議長　乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

移住対策の中でもＵターン促進を進めることが重要な施策ではないか、さまざまな生活環境、土地柄、人間関係に慣れているため、Ｉターンより移住の可能性がある。Ｕターン促進に向けて、住まい、就職、子育てなどの強化をすべきではとの質問についてお答えいたします。

Ｕターン促進に関する取り組みは、地域の活性化や人口減少対策において非常に重要な施策であると認識しております。近年、都市部から地方へのＵターンが注目されており、特に若者や子育て世代の移住が地域の未来を担う鍵となっております。また、生活環境、土地柄、人間関係が分かっているため、Ｉターン者より、Ｕターン者の方々の方が移住の可能性が高いとのご見解でございますが、確かにそういう一面があることも認識しておるところでございます。現在、移住・定住フェアなどで、Ｕターン希望者だけではなくてですね、Ｉターン、Ｊターンの方々にも本町の魅力を伝え、移住へつなげるような取り組みを行っているところでございます。Ｕターンの促進を図るためには、町外での取り組み以上にですね、町内の親世代へのアピールといいますか、親が子どもに帰って来いと言えるような環境づくりが重要と考えております。また、Ｕターンに特化した取り組みが必要とのご指摘でございますが、地元で育った人財が地元で活躍いただくことが保護者や地域、町にとっても大変重要であると認識しております。そこで本町では、海陽町を選択していただくための取り組みとしまして、各種の支援事業を設けております。子どもの医療費の無償化でありますとか、起業支援制度、空き家改修補助制度、おかえＲｅターン海陽・奨学金支援制度など、幅広い分野でメニューを用意しております。今後もこれらの取り組みを継続しつつ、さらに帰って来いといえるまちづくりに向け、引き続き庁内での検討を進めてまいりたいと考えておりますので、その際には、議員のお知恵、お力添え等もよろしくお願いいたします。

最後に、Ｕターン促進に向けた施策は継続的な取り組みが必要でございます。定期的な効果検証を行い、施策の見直しや改善を図ることで、より効果的な支援を実施していきたいと考えております。このような取り組みを通じて、地域の活性化と持続可能な発展を目指してまいりたいと考えております。

○東議長　４番 佐川議員。

○佐川

海陽町には幾つか子どもの医療費とか、起業支援とか、空き家対策、おかえＲｅターンなどが挙げられましたが、このＵターンとかＩターンしてきた人に対して、定住奨励金とか、就職支度金などの規定の金額を支給する制度の導入や若年層の定住の少子化問題の解決をつなげるために、結婚祝い金などの支援もそこに含めていただきたいと思います。先ほどの課長の答弁の中にも帰って来いよというフレーズがありましたが、そういう声が掛けられるよう支援施策を考えて取り組んでもらいたいと思います。住み慣れた町で暮らすことは安堵感もあります。

町長も日頃から居心地の良いまちづくり、訪れたい町、住み続けたい町と幅広く町内外の人たちから選ばれる町を目指すとおっしゃっていますが、このＵターン支援を強化することにより、元気な町となり、持続可能なまちづくりにつながると思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○東議長　三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。Ｕターンに関しましては、ほぼ課長が私の言いたいことをもう全て言っていただいたというふうに思っております。全国津々浦々ですね、今自治体が移住者の取り合いというのを展開をしている中で、やはり良い施策というのは取り入れて、またさらには、ほかとは違う発想もする中で差別化をしていかないと、待っているだけではなかなか選んでくれないとは思っております。並行して、移住してからの教育環境とか、また医療環境などの受け皿もしっかりとつくっていって、ここで教育を受けたＵターン者が帰ってきたい、そして並びに移住者にも定住をしていただけるような取り組みも継続してまいりたいと思っております。日本の国の人口減少がいわれている中で、日本の国だけで取り合いしていても末端の自治体では非常に厳しいということが今後も予測をされますので、今から受け皿もつくりつつですね、しかるべきときが来れば海外にも視野に入れつつ、情報発信もしていければとも思います。人口減少というのは海陽町だけでなく、全ての田舎の共通したテーマでありますので、一つの分野だけでなく、さまざまな分野で力を結集して、議員ご指摘のように戦略を持って、そして前向きに取り組んでいって、海陽町が将来生き残っていけるように、挙町一致で取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、議員のアドバイスをよろしくお願いをいたします。

○東議長　４番 佐川議員。

○佐川

今、町長に答弁いただきましたが、特別なとか、海陽町特有の施策を考えていくべきだということで、人口減少は全国的にもう問題になっており、全国の人口が少ない上にそういうふうになるので、子育て、子どもができるような施策というのを考えてもらいたいと思います。

皆さん海陽町のホームページって見たことはありますか。海陽町のホームページの中に、住もう移住定住情報というバナーがあります。そのバナーを開くと、大量の情報が掲載されていますが、必要な情報が得られるような形ではないと思います。ページを開くと、必要な情報が簡単に習得できるような専用ページを作成すべきだと思います。そして魅力のあるものを発信するものだと思いますが、これは質問にはないんですが、いかがでしょうか。

○東議長　奥原行革政策課長。

○奥原行革政策課長

はい、それではお答えをいたします。海陽町の情報を知る上で、ホームページの情報は重要な情報収集のツールであると認識はしております。引き続き、ホームページの見やすさ、それから使いやすさ、情報の探しやすさを常に意識しながら、関係する各課それから関係機関と連携しながら、また皆さまのご意見を伺いながら、ホームページの作成には引き続き努めていきたいと考えているところです。以上です。

○東議長　４番 佐川議員。

○佐川

ホームページっていうのは、全国から海陽町移住フェアとかに行ったときに、気になってちょっと見てみようかと思う人たちが見ていただけると思います。そこでぱっともう魅力的なサイトというか、ホームページじゃないと、やっぱりちょっとがっかりすると思いますので、その改善というのはしてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

乃一課長が言われますように、７年度から移住希望者に視察費助成を行うようにして、海陽町を体験してもらうということはとても良い試みだと思います。これを機に、１人でも多くの方が移住していただいて、またＵターンの方へもしっかり支援対策を立て、働き手、担い手、また人口の確保に向け、持続可能なまちづくりになるようにお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○東議長

佐川議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。（午前１１時５７分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午後１時２７分）

一般質問を続けます。８番 原議員。

○原

議長の許可を得ましたので、通告順に質問をします。

１番、ヒアリングフレイルの早期予防策をという点でございます。

現在、高齢化が進み、聴力障害を持つ人が増加してきております。６５歳以上の難聴有病率は６５歳以上で急増し、２０１０年時点で１５００万人超えると推定されております。７０代前半で男性の５割、女性の４割、７０代後半は男女とも約７割、８０代では男性８割、女性７割に軽度難聴異常が見られるようでございます。難聴が見られても対応が遅ければ、家族や友人など人とのコミュニケーションがうまくいかず、また脳の機能低下につながり、外出を嫌がったり、阻害感や孤立感、そういうものを募らせるようです。危険察知能力も低下したり、自信を失くすようになります。そのため、うつ病や認知症へのリスクを高める大きな要因の一つとなります。軽度難聴のリスクは２倍、中等度難聴者は３倍、高度難聴者は５倍となります。健康寿命を長く維持していくためにもヒアリングフレイルを早期予防が大切です。現在、特定健診では町民の多くが受診されておりますが、ほとんどがメタボ対策が主です。６０歳を過ぎて現役を引退しますと、厚生年金のときは、視力検査とか、聴力検査も入っておりましたけども、国民健康保険になりますと、そういうものから検診から聴力検査とかが除かれております。そのため、特定健診のときにも、この聴力検査も定期的に調べるようなことはできないのでしょうか。また自分でできる簡易な難聴検査もあるので、町民への周知や予防啓発で取り組みを進められないのかという質問でございます。昨日の広報が来ておりまして、見ましたら、こういうヒアリングフレイルに対する広報も載っておりましたので、やはりこういうふうなことをもっともっと町民に広報をして、少しでも早くから、難聴のないかどうかの点検をするような対策を取ってほしいと思います。また、この点よろしくお願いいたします。

○東議長　北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権課長

お答えいたします。高齢化が進行し、聴力の衰えを訴える人が増加している。ヒアリングフレイルの早期予防策をとのご質問でございますけれども、住民基本台帳によりますと、令和７年２月末の本町の総人口は８１６２人です。うち、６５歳以上の高齢者は３９１１人で、高齢化率は４９・７％となってございます。

ヒアリングフレイルとは、耳の虚弱でございまして、聞き取る能力の衰えのことでござい

ますが、議員お話のとおりですね、ヒアリングフレイルが進行するとコミュニケーションがうまく取れなくなり、脳の活性も低下、しいてはうつ状態や閉じこもりなどに発展する恐れがございます。また難聴は、厚生労働省の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランでも認知症の危険因子の一つとされております。議員お尋ねの聴力検査は、就業していれば、労働安全衛生法に基づきまして、雇入れのときであるとか、定期健康診断にて受検の機会もございますが、特定健康診査では、生活習慣病に着目した検診となってございますので、メタボリックシンドロームであったり、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見、保健指導により早期対策に結びつけることが目的となっていることから、定期検診においては聴力検査は行っておりません。特定健診は、集団検診のほかにも医療機関で受診することも可能となってございます。聴力検査には、検査機器や人員はもちろん、静かなスペースの確保も必要となってまいります。それぞれの医療機関等でですね、その受診環境を整えることは、今現在、難しいというふうに考えております。

また、聞こえの変化につきましては、日常の生活の中にも感じることがあろうかと思います。聞こえの不安や変化を感じたら、耳鼻咽喉科へご相談いただくほか、地域包括支援センターであったり、ケアマネの方にもお気軽にご相談いただければというふうに考えております。また、本町におきましては、年２回の聞こえの相談会も実施をしております。これらをご活用いただきまして、早期受診と補聴器の装用などにより、聞こえの改善を行っていただくとともに、認知症予防や健康寿命の延伸につなげていただきたいというふうに考えております。また、先ほど広報のお話いただきましたけれども、ヒアリングフレイルにつきましては、７年の３月広報の記事を掲載したところではございますが、引き続き、耳の健康チェックリストなどと合わせまして、町民への周知であったり、予防啓発を行ってまいりたいと思います。

○東議長　８番 原議員。

○原

先ほど生活習慣病のときの検査のときに、集団検診とか医療機関での検診のために、この機械とか環境が整わないので聴力検査は無理というお答えでございましたけども、大体、会社の厚生年金に入ってる人の検診も、普通の医療機関でも聴力検査ができておりますので、そういう聴力検査の分は医療機関なんかでは簡単にできると思いますので、ぜひともそういうのも集団検診の折に、特定健診に来たときにも、すぐに聴力検査もできるような機械もすぐありますので、簡易なもんで結構ですので、そういうなんも使用していただければ、早期に発見できる確率が高くなると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

また２点目は、補聴器・集音器の購入補助金の助成をという点でございます。

聴力が落ちますと、聞き間違いや言葉がはっきり聞こえない。うるさいところや音が響く駅の構内での話が聞き取れないなどが起こってきます。そうすると人と話すことや外出にも

億劫になって社会的に孤立していきます。また地震や大雨等の警報が聞こえにくいなどの大きなリスクもあります。補聴器を着けることで、以前より言葉が聞き取れるようになれば、生活の質の向上にもつながります。聞こえの悪いのを一生懸命に聞こうとすると、脳が疲れ、補聴器利用で認知機能の低下が抑制される可能性が高まってまいります。加齢性難聴の治療は確立されておらず、補聴器を着けることが一番であります。耳鼻科受診し、補聴器が必要と診断されると、早急に使い始めることが大事です。日本での補聴器の普及率は、欧州より３０％から５０％に比べて、日本では１５％台ぐらいしかありません。高額費用が必要となるため、二の足を踏む人も多いようです。先日、上板町と神山町で、この購入補助金の助成が可決されております。そこでは耳鼻科の医師の証明書と申請書、購入の見積書を町に提出すると、購入時に費用の助成が受けられるようになっておりまして、神山町が上限３万円で年間事業費３０万円、上板町がですね、神山町が２万円で年間の費用が２０万円という助成になっておりますけども、海陽町でも補聴器とか集音器の購入費用の助成制度はできないものでしょうか。

○東議長　北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権科長

　はい、お答えいたします。補助金や集音器の購入費補助制度はできないかとのご質問でございますが、補聴器の購入につきましては、両耳の聴力レベルが７０デシベル以上の聴覚障害であれば、身体障害者手帳を取得し、自立支援給付が受けられることとなっております。自立支援給付では、個人住民税が非課税であれば、級別に応じた基準額まで公費負担が受けられ、課税されている場合も基準額の１割負担で補聴器を購入することができるようになっております。昨今では、それぞれの自治体で補聴器購入に対する補助制度を導入する動きがございます。議員からもお話があったように、新聞報道にも載りましたが、全国で３９０市区町村が補聴器購入補助制度を導入している現状でございます。県内では、令和７年度から県内初となる、上板町と神山町の補助制度が導入されるということでございます。いずれの補助制度につきましても、聞こえの衰えはあるものの、身体障害者福祉法に基づく自立支援給付が受けられないレベルの聴覚障害の方の補聴器の購入に対する補助制度となってございます。本町におきましても、先進事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

○東議長　８番 原議員。

○原

　聞こえが悪くなった状態のときに、すぐそういう集音器とか補聴器とか使うことによって、本当にみんなが生活の質が向上して、もう外出もしやすくなったり、人とのコミュニケーションも良くなって、家族間が大きく声でいがみ合うように聞こえるような対話をしなくても

済むようになれば、本当にみんなが和やかなね、生活ができると思いますので、費用も本当に集音器であれば３万円ぐらいで購入できますので、そういうのも年間の経費と予算というのはそんなにかからないと思います。全部が全部、ほういう本当に補聴器を買う人は補聴器を買ったらいいし、また集音器が欲しい人は集音器を買ったらいいし、ほの補助額いうのが上限を３万円という額を決めておけば、本当に幾ら高い補聴器を買おうが３万円しか補助がないとしても、やっぱり町がほういう自分たちのためにそういう支援を助成をしてくれたということで、すごく町民の方もね、うれしくなると思いますので、ぜひとも補助制度を設立していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから３点名ですけども、軟骨伝導集音器を役場窓口に設置導入をしてはどうかという点でございます。２０年前に、奈良医大の細井裕司学長が発見しました聞こえの悪さを軽減させる仕組みとして、軟骨伝導が最近、注目されております。軟骨伝導は第３の聴覚経路と呼ばれ、軟骨を振動させることで、外耳道内に音がつくられ、蝸牛で聞こえるようになる方法です。この良いところは、耳穴を塞がずに外の音も聞こえます。イヤホンには穴がなく、表面がつるつるで、不特定多数の人が付けてもアルコールで拭くときれいになりますので衛生的です。音も漏れにくく、小さな音でも聞き取れるようになりますので、そういう耳が聞こえにくい人にも円滑にやり取りができます。コロナ依頼、アクリル版とか、マスク着用などでより聞こえにくいことも多いと思います。大声での会話が必要でなくなり、個人情報なども他の人に聞かれる心配がないので、来庁者が安心して相談に来れることができます。今、マイナンバーカードの更新などにもありますけども、耳が聞こえないので役場に行きたくないと親が行っているとの相談もあります。誰にも優しい対応策が必要でありますので、ぜひ庁舎に集音器の活用をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○東議長　北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権科長

お答えをいたします。軟骨伝導集音器を役場窓口に設置導入できないかとの質問でございます。

軟骨伝導につきましては、第３の聴覚経路ということで、軟骨を振動させて音を聞くというような、議員お話のとおりのものでございます。お話のとおりですね、役場の窓口で大声で会話をすることがなく、安心して窓口で相談していただけるものというふうに考えております。価格といたしましては１台３万円程度ということでございますが、まずはそのテスターですね、１台購入して試験運用する中で、住民の方に好評であれば各庁舎の窓口へ広げていくと、設置を進めていければというふうに考えております。

○東議長　８番 原議員。

○原

海陽町は３庁舎ありますので、１台といわずに、各庁舎１台ずつは必ず置いて運用開始していただきたいと思います。それとやはりいろんな貸し出しなんかイベントとかそういうのにはあっても、こういうなんか貸し出せるような、ちょっと余分の分を設置していただければ助かると思いますので、それもお願いできないでしょうか。

○東議長　北村長寿福祉人権課長。

○北村長寿福祉人権科長

お答えいたします。まずこの１台ですね、購入して、私どもの庁舎では高齢者の方のお客さまが多いもんですから、多くのデータが取れると思います。その上でですね、各庁舎、それからイベントなんかにも発展していけるように努めてまいりたいと思います。

○東議長　８番 原議員。

○原

できるだけ早急に設置できるようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○東議長

原議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。１１番 戸田議員。

○戸田

それでは通告に従いまして、少子化対策、学校教育、社会教育の三つの観点からの質問をさせていただきます。

まず１点目、本町におきましても、少子化対策はさまざまな視点から取り組みがなされ、伴走型の子育て支援へとつながれております。しかしながら、特効薬はなく、今年、小学校へ入学する児童数は３２名と誠に寂しく厳しい現実があります。そして、この日本の少子化の波は、出産分娩のできる産婦人科医院の減少という社会的現象をも引き起こし、地方ほど遠隔地での出産を余儀なくされ、妊婦や家族が抱える心配事の一つともなっております。

そこでまず、本町におけます遠隔地出産への支援策については、どのような対策がなされているのかをお尋ねいたします。

なお、この後の質問は議長の許可を得ておりますので、着座にて失礼させていただきます。ご了承ください。

○東議長　大崎子どもあゆみ保健課長。

○大崎子どもあゆみ保健課長

お答えさせていただきます。産婦人科がある病院は、最寄りでは海部病院がございますが、ほとんどの方が阿南より遠くの病院で出産をされている状況であります。遠距離で通院に時間や費用がかかるため、本町では、海部郡外の妊婦健診に係る交通費を１回につき１０００円、また、出産日の１週間以前のうち３日間を限度として、１回上限５０００円の宿泊料の助成をしております。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

今お聞きしましたら、交通費の助成と入院前の宿泊費のみの対策であるということです。

そこで、その補完策の一つとして質問の１点目でありますが、安心して妊娠・出産ができる体制整備として、ママ・サポート１１９の導入をしてはどうかということです。これは、出産予定日や母体の状況、かかりつけ医等の状況を事前に消防へ登録し、家族の不在時や深夜の陣痛などの緊急時に備えるものです。徳島県では鳴門市が、高知では土佐市、高岡町がすでに導入をしております。昨年のことでありますが、高知の香南市で昼間、病院へ移動中に車の中で赤ちゃんが生まれてしまい、近くの消防へ駆け込み、搬送され、事なきを得たというふうな事例もあったようです。本町においても、こういった事態が起きないとも限りません。全国的にも広がりを見せ始めています。ママ・サポート１１９の導入をぜひにと考えますが、いかがでしょうか。

○東議長　三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。このママ・サポート１１９を導入すれば、産婦人科から遠いこの海陽町の住民にとって、本当に心強いものになるのは間違いないと思いますので、早急に導入できるように、消防組合と協議をしてまいりたいとそのように思っております。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

ありがとうございます。早速、前向きなご答弁をいただきました。この後、町長の方に、出産時のですね、移動距離やその所要時間に不安を感じながら、郡外での出産をするという

選択しかないのは、牟岐・美波町も同じであろうかと思います。海部消防は、やはり広域行政の要でもありますし、できましたら、３町足並みのそろった、このママ・サポート１１９の導入を町長の方から提案していただけたらいいのではないかなと思ったりしておりました。

そしてですね、今年度から消防は新庁舎が建設へと動いていきますよね。そういったときに、３町の住民に寄り添った形での消防組合としての新たな事業展開ができたりしていけばですね、なお絆も深まって意義があるのではないかと思って、町長の方からそういった提案をしていただきたいという質問をさせていただきたかったんです。

○東議長　三浦町長。

○三浦町長

すいません、失礼をいたしました。

消防組合、今、議員おっしゃるように、海部郡で運営をしておりますので、牟岐町また美波町の了解も必要になってくると思いますので、できるだけご理解をいただけるようにお話もして、できれば他町も一緒にやらないかという働きかけもさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ご提言ありがとうございました。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

大変前向きなご答弁ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは３点目についてですが、通告時、私勘違いで、入院前の宿泊費の助成がないと思っておりましたので、この出産前宿泊の拡充をという観点からの質問に代えさせていただきます。

先ほどのお話では、本町では、入院前の７日のうちの３回を限度として、１回５０００円を助成するというお話でありました。ですが、ある自治体ではね、１泊に９５００円、それから２０００円を差し引くというのを、ちょっと私ここ理解できないんですけれども、そういった算出の仕方をして、入院までの前泊分として１４日を限度とするっていうふうな助成をしている自治体もあるんですね。で、ここ数年で社会情勢が大変大きく変わりました。５０００円ではなかなかこれ泊まれないと思うんですよね。で、１４日とは言いませんけれども、このあたり宿泊料金と日数を見直して、より手厚い助成を考えていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○東議長　大崎子どもあゆみ保健課長。

○大崎子ども保健課長

お答えいたします。出産時の交通費助成、宿泊費助成につきましては、昨今のガソリン代や宿泊費の高騰もございますし、また国の補助制度の拡充の情報もございますので、国の動向も見ながら、利用日数の上限や助成額の見直しなどを検討し、出産支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それとですね、出産・子育てへの支援とともに忘れてはならないのが、近年クローズアップされております周産期のグリーフケアです。これは流産、死産、新生児死へのケアです。海陽町でもこれまでに心を痛められた方がいたようにも聞いております。悲しみからの立ち直りに寄り添えるような体制づくり、これおめでたい出産ということと並行してお話を出していくのはちょっと大変なところもあろうかと思いますけれども、やはりこの弱者の心に寄り添えるようなケアを、これから海陽町の人口増に向けて、少子化対策の一環として、こういった方面にも取り組んでいただけたらと思いますが、いかがですか。

○東議長　大崎子どもあゆみ保健課長。

○大崎子どもあゆみ保健課長

そういった点も非常に大切なケアだと考えておりますので、保健師を中心に、あとまた女性の相談窓口等もございますので、そういったところも広報しながら、丁寧に町民のケアの方をしていきたいと考えております。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

続きまして２点目、学校現場でのＩＣＴ教育格差についてであります。

海部小学校は、県のＤＸ、デジタルトランスフォーメーション推進事業の指定を受けております。指導者にも恵まれ、言い換えれば、その卓越した指導者がいたからこそ指定されたのだろうとも思いますが、他の２小学校よりも充実した学習環境にあり、県下でも突出したＩＣＴ教育がなされています。その指導者の方の多大なるご尽力には頭の下がる思いもいたしております。ですが、それが１校のみで継続されたなら、教育の町内格差が懸念されます。すでにそういった声も聞かれます。今後、中学校も含めた、この教育格差の解消にどのように対処されていくのか、お聞きをいたします。

〇議長　森﨑教育次長。

〇森﨑教育次長

お答えをいたします。海部小学校では、県のＤＸ、デジタルトランスフォーメーション推進事業の指定を受けており、指導者にも恵まれ、他の２小学校より充実した環境にあり、県下で進んだＩＣＴ教育がなされていると。１校のみでそれが継続をされると、教育の町内格差が懸念され、すでにその声も聞かれる。今後、中学校も含めた、この教育格差の解消にどのように対処していくのかというようなことでございます。質問にお答えをいたします。

海陽町におけますＩＣＴ教育につきましては、コロナウイルス感染症がまん延をいたしました令和２年度に、徳島県内において、最も早く児童生徒に１人１台タブレット端末を整備を完了させ活用するなど、これまで都会に負けない教育を進めているところでございます。海部小学校が県の教育ＤＸ推進事業の推進校の指定を受け、先進的なＩＣＴ教育を展開をしているということは、本町の教育の大きな強みであり、大変喜ばしいことと認識をいたしているところでございます。一方で、議員ご指摘のとおり、海部小学校の取り組みがメディアで発信される機会が多く、町内の小中学校間でＩＣＴ教育の格差が生じているような、不安視する声があるということを議員からお聞きをして、他の小中学校間での取り組みを広く住民に浸透させなければならないと認識を新たにしたところでございます。これまで町ではＩＣＴ教育を進めていくために、ｉＰａｄや電子黒板などの先進的なＩＣＴ教育環境のハード整備を全小中学校で進めてまいりました。また、インターネット環境や日頃の授業で使用するアプリや、機器の不具合や使い方について、町でＩＣＴ支援員を配置をし、対応するとともに、外部から専門的な技術が必要な際に対応するＧＩＧＡスクールサポート事業も実施することによりまして、現場の先生方が授業で使いやすい環境の構築を進めているところです。特に先進的な海部小学校での取り組みを他の小中学校と情報共有するために、小中学校の視聴覚担当教員やＩＣＴ担当の先生からなるＩＣＴ教育部会を令和２年度から立ち上げ、横展開できる仕組みもつくっております。今週１０日にて、ＩＣＴ教育部会が開催をされまして、令和７年度に整備予定の電子黒板の配置の件でありますとか、令和８年度更新予定のｉＰａｄの整備に関する協議が行われたところであります。また、個別最適化学習ソフトでありますすキュビナの活用についても報告がありまして、各学校とも利用率が向上している状況です。令和７年度につきましては、中学校においてプログラミング教育に力を入れ、実践していく予定です。これらの対策を講じることで、教職員のＩＣＴ活用能力の向上を図るとともに、町内小中学校全体のＩＣＴ教育水準の向上を目指してまいります。そして、全ての子どもたちが質の高いＩＣＴ教育を受けられる環境を、引き続き整備をしてまいります。また、保護者や地域の住民の方々へＩＣＴ教育に関する情報発信に力を入れ、町全体がＩＣＴ教育に取り組んでいるということをご理解いただけるよう努めてまいります。これからもより良い教育環境を築いていくために、ご指導とご協力をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

確かに学校現場や教育委員会が平準化に向けての努力をされていることは、私もよく承知をしておりますし、多くの方々もそう思っていることと思います。ですがですね、それらは後追いであって追いついてはいないんですね。ですから、各小中学校間の取り組みが理解されていないことに課題があるっていうわけではないと思うんです。ここにですね、徳島新聞の切り抜き記事があります。令和５年度には、海部小学校の２０１６年からの取り組みが紹介されています。そのあとにも、その当時は県下でもまだ２校しかＶＲゴーグルは購入されていなかったそうですが、それを使った遠隔合同学習が紹介され、直近では、人型ロボットの授業への参加やデジタル卒業アルバムが制作され、生成ＡＩも活用されたと。その卒業アルバムづくりは、来年度以降も継続される旨の記事が報じられておりました。海陽町は狭い町です。これらの記事を読んだ人たちが、子どもの数も少ないのになぜ同様な学習経験をさせてやれないのだろうかと思ったのも不思議ではないと思います。ましてや、保護者ならなおのことです。同じ町立なのになぜと、素朴な疑問も抱きます。そして、全ての子どもは平等に教育を受ける権利があると憲法でも保障されているのにと思ったのも無理からぬことです。こういった今申し上げたことを踏まえた上での、教育長のご見解をお伺いいたします。

○東議長　三浦教育長。

○三浦教育長

議員のご質問にお答えをいたします。

まず学校格差のことにつきましてですが、今、主体的で対話的で深い学びと、実現に向けた、今、教育への転換が図られているところであります。今までの画一的な指導から子どもたちが主体的に学びを進めていくために、海陽町ではＩＣＴ機器の活用を進めているところです。町長部局、それから議員の皆さま方のご理解がありまして、本当にハード面、ソフト面の整備が、町内の３小学校、２中学校には、本当に県内でもトップクラスの環境整備をしているところであります。それでまず、今、海部小学校のお話もいただいたところなんですけども、海部小学校には、このＩＣＴ教育に先進的な知見の持ったり、それからそういう活用する能力を持った先生がおります。町の教育委員会としましては、海部小学校のそういう先生もいるという、それと小人数であるというところも踏まえまして、海部小学校をＩＣＴの推進校に指定をしました。その県費の先生ですが、その先生も推進員として指定をしました。まず、いろんなハードのものであったり、ソフトであったりすることに、まず導入するときに、一気に入れていくと、使い方の面であったりとか、それからそのソフトであったり、そういうあたりが本当に適切に使えるかどうかという課題もありますので、まず海部小学校の方に先に導入をして、検証した後、全ての学校に同じように整備をしているところです。

そこで、その新聞にも海部小学校の取り組みがいってるんですが、電子その卒業アルバムについても、来年度からそれぞれの学校もやっていくような方向になってますので、ちょっとそういうあたりも周りから見ると、そういうことも感じられる部分かなとはそういうふうに思います。

本当このＩＣＴ教育には学校の格差というよりも、教員格差が本当に大きな問題であります。このＩＣＴの活用能力といっても、例えば事業で使う、それからオンライン学習で使う、それからソフトを効果的に使ういうあたりで、本当このそういう先生の活用能力と意識がそういう格差を生んでくるところであります。先ほど次長から説明もありましたが、そういう格差を埋めるためにＩＣＴ教育部会を設立しまして、海部小学校の取り組みを、先進的な取り組みを全て同じような形で教員の資質能力の向上に使っておるところです。今本当に核になる、それぞれの学校に核になる先生が育ってきております。ただし、教員には異動がありますので、またその先生が異動する、町外へ出ていく、でもうれしい話に、町外へ出てもその先生が核になって町外でも活躍している話も聞いております。その辺りしっかり教員の資質能力に格差が出ないような取り組みもこれからも進めてまいりたいと思ってますので、またいろいろと今後もまたご理解、ご指導いただきますようによろしくお願いいたします。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

私、言いたくても言いづらかった教育格差、教育長のお口の方から出てしまいましたけれども、確かに子どもたちが主体的に学ぶために、各学校特色のある学校づくりへのチャレンジっていうのは非常に大事なことであろうと思いますし、そういった面もなされていることも承知はしております。ただですね、今このＩＣＴ教育っていうのは非常に重要な局面を迎えているんだろうと思いますし、保護者の方々も非常に関心があります。そのデジタルを使った卒業アルバム作りなんかも、来年度はじゃああとの２小学校もやるんだよっていう情報発信、まずね、これが必要なんだろうと思うんです。議会に対してもそうです。そういったところがないから余計に保護者の方々に不安といおうか、不信感を抱かせる、不信じゃないですけどね、ところがあるんだろうと思うんです。

それとこの前の新聞記事で私は気になったのがですね、そのアルバム作りを続けていって、海部地区に特化したようなデジタルアーカイブ化の地域紙作りっていうふうな印象を受けたんですよね。もしそういうことになったとしたら、海陽町としてのコミュニティづくりにひずみが生じるんじゃないかなっていう感情を抱きました。だからそういったことを解消する意味においても、やはり早めの情報発信、計画があるなら、これはぜひとも心掛けていただきたいと思います。そして、保護者や子どもたちが、地域や地域の人たちが疑問を感じないような学校づくりに、これからも取り組んでいただくことを要望いたしまして、この件は終わりとさせていただきます。

３点目の社会教育についてですが、ちょっと順番を振替させていただきまして、まず海陽町検定についてをお伺いしたいと思います。

今年度の当初予算でですね、報償費の５０万円が計上されておりまして、ワーキンググループの設置がされるようですね。この検定、最初に出てきたのはたしか令和５年度であって、繰り越しもされたように思います。業者委託はされているのだと思いますが、本来ならもう現物ができ上がっている時期ですよね。そこでお伺いをしますが、５年度に計上した事業費は幾らだったのか、その後、どのような経緯をたどっているのか、現在の進捗状況はどうなっているのか、完成予定はいつで、どのような形態を取るのか。今回、ワーキンググループを設置するそうですが、その理由とまたそこに参加する方の対象人数、選考についてもどのようにお考えなのかをお教えください。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

お答えいたします。業務委託なされていると思うが、その後どうなっているのか、ワーキンググループはどのような目的で設置するのか、参加対象の人数とその選考基準をどう考えているのか、完成時期はいつになるのかについてのご質問にお答えいたします。

海陽町検定とは、町内各地域における歴史や自然、文化や産業、習慣などについてのガイドブックを作成し、それぞれの分野の知識を問う検定試験です。令和５年度新規事業として、検定事業の構築、ガイドブックの編集作業を進め、今年２月に、小学校６年生、中学校２年生及び町職員を対象にテスト検定を行いました。このテスト検定や結果に関するアンケート結果を踏まえ、問題の難易度や合格基準などを取りまとめ、検定実施に係る制度設計を現在取りまとめている状況でございます。

議員質問の５年度の事業費につきましては、委託業務を計上しており、契約額は２２０万円となっております。ワーキンググループにつきましては、検定ガイドブック及び試験問題の編さんを目的として設置しております。メンバーにつきましては、歴史や自然、文化や産業、習慣など、幅広く知見を有する方を、各町ごとに１名ずつの３名及び委託業者の２名、及び町担当職員の計６名で組織しておりました。また検定事業を長く受験していただくために、今後のガイドブックや問題の見直し作業などを適宜進めていく必要がございます。そのために令和７年度においては、ワーキンググループを継続して設置していくことが必要であると考えており、現在の地域代表の方３名のほかに、継続していくために観光、産業、防災、自然、生物など各分野の専門的な知識や経験を有する方を新たに加え、１０名程度の組織として継続していきたいと考えております。なお、検定事業に係る調査業務につきましては、令和５年度から６年度へ事業繰越をしており、履行期間は７年の３月３１日となっております。期限内に基本的な制度設計を完了する予定としております。以上です。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

本年３月３１日までに制度設計を終えるということですね。この事業は今後も継続していかなければ形が見えてこないということになりますよね。まだ完成をしていないと。とすると、今後ですね、ワーキンググループの報償費５０万円だけでは、７年度、この事業成り立っていくんでしょうか。それとともに、今後必要となる経費はどうなるのか、どのぐらいを予定しているのか。それとですね、検定と冠する以上、認定はどのような形でしていって活用していくつもりなのか、その辺りも教えていただければと思います。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

ご質問にお答えします。令和７年度の事業費につきましては、先ほど議員おっしゃった、ワーキンググループの方１０名に係る５０万円を計上しており、あとワーキンググループを開催するための会場使用料として１０万円を計上しているところでございます。

次に認定でございますが、制度設計は３月末で完了ということで進めておる状況でございますが、その中で合格ラインの設定８０点であるとか、その辺はアンケート結果を踏まえ、合格ライン等を決定していきますが、今後の継続していくための運用につきましては、今後７年度のワーキンググループの中で運用のための方向性を取り決めていく予定となっております。なお、今年度の予算の中に、需用費の方で合格した方への合格証であるとか、合格記念バッジ等の方もデザイン等を検討し、考えていきたいと考えております。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

すいません、今ちょっと私理解できないところがあるんですけど、需用費でいろんなバッチ等考えるっていうのは分かるんですけどね、このでき上がった検定の問題集、それをどういった形で挑戦する人たちに示していくのか。そういったものを作るのに経費はかからないんですか。

それとちょっと調べていただいてる間にですけど、一体どういった形のものを挑戦者、受けようとする人に示すんですか、これ１枚のペーパーものなのか、また今先ほどのお話でしたら、分野別に幾つかのコース的なものがあるような感じでしたけど、そういったあたりはどういうふうになっているんでしょうか。

○東議長　池田地域つながり課長。

〇池田地域つながり課長

お答えいたします。ガイドブックにつきましては、分冊形式での作成を予定しており、観光編、歴史編、文化財編、生活編の４分冊での構成を考えております。なお、ガイドブックの印刷経費等の質問がございましたが、今回のモデル検定の中で、紙ベースの検定とｉＰａｄ等を用いたウェブ形式での検定を実施しました。アンケート結果からは約７割の方がｗｅｂの方がやりやすいとの意見もいただいており、先ほどの印刷につきましては、ホームページの方でガイドブックを掲載するなどの方向性を考えており、令和７年度予算にはガイドブックの印刷経費は計上していない状況でございます。

〇東議長　１１番 戸田議員。

〇戸田

漠然とですが、４分冊型のガイドブックができるっていうこと分かってきました。課長もですね、途中からの関わりでいろいろとやりにくかったこともあろうかと思いますけれども、本来ですね、行政会計はですね、単年度完結型っていうのが本来であろうと思います。継続事業でこれしていかなきゃ形になりませんよね。そういった場合は、やはり議会の方にでもですね、十分に説明をしていただいてですね、令和５年度これ当初したときの一般会計の総額はたしか７０億超えだったかと思いますけど、９０億超えになってます。その中の二百数十万円っていうのは小さな額かもしれませんけれども、やはり予算は大事に扱っていただきましてですね、できるだけ事業が我々議員にもよく見えてくるようにしていただけたらと思います。私ここ数年来、議会への説明ということを他の課も含めて度々に言わせてもらってきております。過去と比べたらいけないんですけれども、長年、この席に居させていただきますと、やはりちょっとその辺りが薄れてきているかなと。町長、よく丁寧な説明のことおっしゃってますので、できる限りですね、そういったことにも気をつけていただいてですね、せっかく作る検定です。すでにご当地検定はブームが去ったっていうふうにも言われておりますけれども、新しく作るものですから長く活用できるようにですね、いろいろと考えて取り組んでいただけたらと思います。

そしてですね、あと通告しておりました図書館の活性化、資料室の整備については今回、投げかけとさせていただきますが、ただ、３町が合併してからやがて２０年になります。その間に教育委員会は何度か再編されました。そのたびにですね、旧の海部、宍喰の資料類が埋没してきております。本町にはですね、町有、個人有を含め多くの貴重な文化遺産があります。それらが散逸、消滅してしまわないように対策を講じて、後生へとしっかりと引き継いでいく必要があろうかと思います。そしてそのためにはですね、職員人材の育成が必要となってきます。そして急務でもあります。この点について通告はしておりませんが、教育長はどのようにお考えなのかお聞かせいただけたらと思います。今のね、そういった文化的な

ことに携わっている職員見ておりましたら、１人では到底これ対応し切れないと思うんですよね。だからそういった面にも正規職員を町長にもお願いですけど、もう１名ぐらい配置していただいてですね、この海陽町の大切な文化遺産が、はっきり言って今そういったことを分かってる職員誰１人いらっしゃらないと思うんです。外部から問い合わせがあったときも的確に答えられるような形がね、取れるように何とかしていただきたいと思うのが、これ私の長年の思いでございますので、その辺りを何とか、お答えが今難しければご検討いただきたいということでも結構ですよ。

○東議長　三浦教育長。

○三浦教育長

お答えをいたします。議員先ほどのご指摘のとおり、現在そういう文書類であるとか、物が今川上小学校の方に、海南町以外の海部、宍喰町の重要書類等についても置かれている状況であります。もちろん今現在、整理ができていない状況であります。これらの資料の整理分類と保管場所の確保の必要性については、本当にご指摘のとおりでございます。川上小学校のほかにも民部が２１００点ほど置かれておる状況でもあります。これらを整備を、すぐに１年でやってしまうのは非常に不可能の部分があるんですが、段階的にこれから進めてまいりたいと思います。それでその重要な書類の分類につきましては、やっぱり専門的な知見がないとなかなか厳しいところがあります。今、博物館の方には専門学芸館が１人いますが、他のいろんな機関の方とそういうあたりも相談もしながら、指導も受けながら、お知恵も借りながら進めてまいりたいと思います。ちょうど令和７年度には町立博物館の方へ資料整理等の業務をする補助員を週３日勤務するんですが、１名を配置していただいております。資料のデジタル化、スキャニング作業とか、それからそういう保管資料の確認作業等にも従事をしていただこうともそういうふうに考えております。またその辺につきましても、またいろいろご指導いただけたらと思います。

○東議長　１１番 戸田議員。

○戸田

大変、要望事の多い一般質問となってしまいましたが、できるだけ前向きに進めていただけますようお願いをして、これで終わります。ありがとうございます。

○東議長

戸田議員の一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。（午後２時３０分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午後２時４０分）

一般質問を続けます。２番 木内議員。

○木内

それでは一般質問をさせていただきます。

第三セクター阿佐海岸鉄道が運行するＤＭＶは、地域の利用が極端に少ない現状であります。町長は、普段乗らない人に利用を呼び掛けるより観光に力を入れて、外から来た人に乗ってもらうほうが重要だと、新聞に主張しておりました。ＤＭＶの公共交通という利便性には無理があります。ならば観光促進に力を入れてみてはどうでしょうか。

まず、新たな観光の目玉は、旧海部中学校グランドの背後に立つ海部城であります。阿波九城の一つ、旧近世における県南を代表する名城であります。吉野城、海部城と海部左近将監友光が１５７０年に戦国時代に築城し、その後、長宗我部元親によって落城、長宗我部が豊臣秀吉に敗れて落城。二度の落城後、蜂須賀が入城し、海部騒動が起こり、１６４０年蜂須賀が森水軍へと国境警備を渡しました。海部川の河口から鞆浦港と一体化した水軍の根城にはふさわしい海城であります。徳島県が三好長慶を織田信長以前の天下人として、ＮＨＫ大河ドラマに登場さす運動をしております。このとき、この事由に合わせて、三好長慶の妹を嫁にした海部左近将監友光をＰＲして、海部城を大河ドラマに登用するように運動してはどうでしょうか。

また、紀伊水道と海部川河口の接点に位置する木材、炭、海部刀等を運んだ海軍の要所として、戦国武将たちの映画の一端を感じることができる小城跡の一つであります。さらなる保護活動が必要な歴史遺産を観光資源としてどうＰＲするか、お聞きしたい。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

阿波九城の一つとして保護活動が必要な歴史遺産である。観光資源としてどうＰＲするかの質問にお答えします。

海部城は、阿波九城の一つとして、徳島県内に残る山城として貴重であり、海陽町だけでなく、徳島県下においても重要なものであると認識しております。なお、海部城単体だけでなく、周辺地域の史跡と関連づけた活用を検討しているところでございます。令和５年度においては、ＤＭＶ＋１海陽町の歴史探訪と称し、あったかいよう、ＣＳ海部、みなみ阿波観光局、城満寺の協力を得て、１泊２日のツアーを開催し、参加者全員から高い評価を受けた実績もございます。これからもツアー内容の精査や時代やテーマの変更等を行い、新しいツアーコースをみなみ阿波観光局と検討をしているところでございます。また、この取り組みから発展し、世界初ＤＭＶを目的に海陽町に訪れた観光客へモデルコースをお知らせするな

ど、いつでも気軽に海陽町の歴史を楽しんでいただくことなど、観光交流課とも連携し、魅力発信に努めていきたいと考えております。

○東議長　２番 木内議員。

○木内

鞆浦山下旧御陣屋跡に立つ海部町山下津波避難施設は、海部城と近いために、再利用して、避難路兼遊歩道としてはどうでしょうか。

○東議長　黒木建設防災課長。

○黒木建設防災課長

お答えいたします。鞆浦山下の御陣屋跡に立つ旧海部町津波避難施設は再利用できないかとの質問でございますが、鞆浦山下の津波避難施設については、東日本大震災を受け、平成２４年に徳島県が発表しました津波浸水想定におきまして、二階部分までの浸水が想定されるため、現在は津波避難場所から指定を外しております。この地域周辺には津波避難場所を２カ所整備しており、山の上に避難できることから、そちらを推奨しております。来年度、県の浸水被害等の想定の見直しがある中で、その結果を踏まえ、地域における避難困難者の実態を把握し、利用可能であるなら、この施設の再利用について検討を行い、周辺住民と避難方法や整備後の管理等を含め協議を行ってまいります。今後も周辺住民の避難場所を確保し、津波から生命を守り、避難困難者が少しでも減少するよう、津波避難施設の再利用に取り組んでまいります。

○東議長　２番 木内議員。

○木内

海部城保勝会、海部刀保勝会がボランティアとして、海部城に桜を植樹しております。現在、遊歩道がなくって、非常に不便を被むってますんで、ここに遊歩道を付けてはどうでしょうか。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

ボランティア団体の海部城保勝会が桜を植樹している。町が遊歩道を整備してはどうかとの質問についてお答えいたします。

まず、ボランティア団体海部城保勝会のメンバーの皆さま方による桜の植樹や下草刈りな

ど、年間を通じたボランティア活動によって、海部城跡が訪れやすい場所になっていることについて感謝しているところでございます。また、県下においても重要なものであると認識しており、海陽町指定文化財であり、周辺地域が周知の埋蔵文化財包蔵地とされております。議員ご提案の遊歩道の整備につきましては、掘削や土木工事などを伴い、利用が便利になる反面、文化財の破壊につながることも懸念されます。適切な審議や手続きを経て、地域の方に親しみを持ってもらえるよう、活用について慎重に検討していきたいと考えております。

○東議長　２番 木内議員。

○木内

海部城登城口判形側、旧海部中学校体育館駐車場におきましては、最近、利用者が非常に多く混雑しております。この駐車場をですね、グラウンドの方に拡大するようにはできませんでしょうか。

○東議長　池田地域つながり課長。

○池田地域つながり課長

城山登山口判形側駐車場が混雑している。拡大することができないかの質問についてお答えします。

城山登城口、旧海部中学校体育館横駐車場につきましては、現在、町民体育館を利用する方の駐車場や町民グラウンドでグラウンドゴルフをされる方の駐車場となっております。また、城山登城口に隣接していることから、海部城跡へ来られた観光客の方なども利用されていることは認識しているところでございます。議員ご提案の駐車場の拡大につきましては、拡大の必要性及び駐車場の利用状況がつかめていないことや、奥浦地域の地籍調査事業が完了していないこと、場合によっては、指定史跡への影響なども考慮する必要があると考えております。地籍調査につきましては、令和７年１０月頃に現地調査を行い、令和８年８月に調査結果の閲覧、令和９年４月以降に法務局への成果の送り込みとなっております。本件については、駐車場拡大の必要性や費用対効果なども含め、地域の将来ビジョンを描いた上で検討していくものであると考えております。

○東議長　２番 木内議員。

○木内

海陽町内にあります国、県、町指定の文化財、史跡、約５０余り。学校での教育はどのようにしているのか、教育長にお聞きしたいと思います。

○東議長　三浦教育長。

○三浦教育長

海陽町の指定された史跡等の文化財についての教育はどのようにしているかの質問にお答えをいたします。

時代を担う子どもたちには町指定の史跡を通して、わが町が形成されてきた歴史を学ぶこと、そして史跡を大切にする心を培うとともに現代に生かしていくことができるようにすることは、私たち大人の責務であり、重要な課題であると認識をしております。そういうところで町指定の史跡等の学習を進めているところです。史跡学習を子どもたちが楽しく、より魅力的で効果的なものにするために、毎年、町内３小学校の６年生全員を対象に、夏休みに文化財巡りを実施しております。文化財巡りでは、町内の史跡や文化財をバスで巡り、地域の専門家の方から史跡や文化財の説明を受けております。学校では、総合的な学習の時間等を活用して、地域学習の一環として、史跡についての学習に取り組んだり、社会科の授業でも町の史跡を題材にして学習を進めております。また博物館を活用して、古墳や海部刀、古銭について学芸員から専門的な話を聞いたり、ＶＲを活用して海部城跡をバーチャル体験するなど学習を深めております。今後も史跡や文化財の学習を通しまして、ふるさと海陽町を愛し、誇りに思う子どもたちの育成に努めてまいりたいと考えております。

○東議長　２番 木内議員。

○木内

それでは、最後に町長に。この海陽町の文化財に対する取り組みを、町長にお話を伺いたいと思います。

○東議長　三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。まずＤＭＶの話ですけれども、普段乗らない人に乗ってもらうより乗りたい人に乗ってもらえるようにするべきであると、新聞にそのように切り取りもされているところなんですけれども、ただしですね、やっぱり必要な人もいるので、この観光の売り上げでそれを維持していけるようにというような思いの中で答えた切り取りであったところもありますので、またその辺りはご理解をいただきたいと思います。

今回、木内議員の質問で、城山の跡、あれを観光資源に使えないかということで、やはりすごく歴史のあるものでありますし、また海部刀も絡んでくることで、自分も今日ネクタイ品、これ海部刀のネクタイピンを付けているんですけれども、いろいろとやはりＰＲにもなると思います。また先ほどの検定の話でも、広く町民の方がこの町の歴史文化というのを知

っていくことによって、またさらには口コミで外にも広げてもいけるし、また外の人にも受けてもらえれば、また足も運んでいただけるということで、文化財、観光にも活用していけるものではないかなというふうに思っております。

もともと城山でありますけれども、今、町有地というふうになっておりますが、もともとは半分、うちの親類の方が持っていたところで、当時ですね、教育委員会の方からそこを文化財に指定をさせてくれっていうふうなところをかたくなに断っていたところです。なぜかといいますと、やはり文化財に指定をしてしまうとですね、ただの山というふうで残さなければならず、やっぱり町の文化財というのを広くみんなに見てもらえるようにするには、いろいろと避難路も含めましてですね、観光にも活用できるような整備というのも必要ではなかろうかということで、そのように答えていたところであります。目に触れるようにしていくというのは、もう本当に文化財、非常に重要なことであると自分は思っておりますし、特にこの阿波九城の一つである海部城跡というのは、本当に重要な町の資産になってくると思います。数年前まで、海部城跡地につきましては、観光客が来ても上がれるところが分からず案内もできませんでしたが、現在、この地元有志の方で手入れをしていただいて、足を踏み入れやすい環境に近づいており、本当にありがたく思っております。城山全体が、数年前まで先ほど言ったように民有地でありましたけれども、現在は町の所有でなっておりますので、地元有志の皆さま方と協議をしてですね、住民主体で活動する中で、町もやはりそれにも協力もしていければとそのように自分は思っております。特に城山、本当に今、周辺住民の避難場所ということで、もうかなり重要な場所にもなっておりますし、日本の白砂青松の１００選にも選ばれております大里松原海岸を見下ろせる絶景というふうなところにもなっております。国定公園法とか、また魚つき保安林などいろいろな規制があるかもしれませんので、まずはその辺りも勉強もさせていただいて、平時はみんなが集えるスポット、また観光のスポットとして、そしてまた有事はですね、住民の命を守る城砦として、さらには、この町の歴史の語るシンボルとしてもですね、未来へと残せるように、やはり検討もしていかなければならないと思っております。また地元有志の方々ともお話しする機会というのを作っていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○東議長　２番 木内議員。

○木内

この前の公民館報に城満寺の田村航也さんが寄稿してましたけども、史跡って残すんが史跡でなくって、やっぱり手を入れて、やっぱり利用していくという、これがやっぱり大事な保存の旨だということを書いておりましたけど、そこらを踏まえて、またよろしく観光に力を入れてください。

私の一般質問を終わります。

○東議長

木内議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。６番 叶岡議員。

○叶岡

一般質問をさせていただきます。

まず１番目に、私がずっと以前から一般質問等で発言しておりましたデマンドバスが、このたび久尾から宍喰の町の方に交通手段として運行されることになり、非常に喜ばしいことと思います。そこで、住民の皆さまの今度足として、交通手段として、今後、そのバスが中心になって活動していくんでしょうけども、これが２月から実証実験ということで始まっております。最初にお聞きしたいんが、この２月始まってからですね、本日までの利用者、そしてまた経費面等のことをちょっとお聞きしたいんですけども、分かる範囲で結構でございます。

○東議長　中内住民環境課長。

○中内住民環境課長

まず初めに、宍喰デマンドバスに登録とご乗車をいただきましてありがとうございます。それで、先ほどの宍喰デマンドバス実証運行の乗客数とか、予約数、燃料費等の状況についてお伺いしたいというご質問にお答えをさせていただきます。

公共交通は、地域の移動手段として町民の生活の質を維持し、町をより持続可能にしていくために重要な社会基盤であると認識をしております。そこで、本町では、令和７年２月の３日から新たな交通モードとして、まずはタクシー会社が不存在である宍喰地区におきまして、町営バス久尾線をより利便性の高いデマンド交通にするため、実証運行を開始をいたしました。そこで実証運行を開始１カ月が経過しておりますが、まずは事前登録者、事前登録の数は５５名でございます。また予約をされた方は２５名、乗車をされた方が２４名、冒頭、朝の委員長の報告の中では１３名の利用とされてお話があったかと思いますが、実質は１３名が利用をされて、乗られた状況の数は、乗車数は２４名という状況でございます。

また利用便数はですね、４３便に利用されまして、燃料費はこの２月いっぱいの１カ月で５０８８円となっております。昨年の２月ではですね、定期定路線として１７５便運行しまして、その中で空便が１２６便、乗車便数は４９便であり、走行をしている７割強が空便の状態でございました。また、今年の２月は５０８８円の燃料代ですが、昨年は４万５１５９円ということで、約４万円ほどの燃料費の縮減というような状況でございます。

また１カ月運行してみて、予約をしているのにバスが来ないとか、そういったトラブルは現在のところ聞いてはおりません。そういった中で見えてきた課題といたしましては、家の前まで来てくれて助かるよっていう声も聞く一方で、登録者の方々からは、帰りの時間が用

事によって左右もされるので予約がしづらいというご意見もあり、利用者が少ない要因の一つになっているのかなということも考えられます。そこで、今後は空きがあればいつでも予約、いつでも利用といったようなタクシー感覚に近いような状態でですね、平日での当日予約も受け付けを考えていきたいと思っております。

○東議長　６番 叶岡議員。

○叶岡

今、報告をお聞きしましたけども、やはりもう乗られる方がすけない、それは奥の久尾とか、船津の人口から比べてやはり少ないですのでね、これはもう乗る人は少ないと思います。先般ちょっと私も見らせてもらったんですけども、やはりマイクロバスですね、ちょっと大きいんじゃないかと。他の町ではですね、小さい軽四乗用車というか、そういうのを使って行ってるというところもあります。非常に立派なマイクロバスで、運転手さんも非常にこの前感じがよくて、これはいいなと。どういうところがいいんですかねって聞いたら、家の前までから本当に喜んでくれるんやということは言っておりました。ほいで、そこのことなんですけども、ほの軽四の乗用車とか、ほの電気自動車ですね、ああいうのには変えれないんだろうか。した方が経費的にもかなり安いと思うんですけど、これはどうでございますか。

○東議長　中内住民環境課長。

○中内住民環境課長

次に、先ほど軽自動車の方に変えたらどうなのかっていうご提案のご質問に対しましてお答えをいたします。

現在の実証運行では、既存のバスを活用しているため、１４人乗りとなっております。日比原以西の方にはできるだけ自宅付近まで送迎することとしておりますが、やはり車両が大きくって自宅まで行けないところもございます。議員お話のとおり、軽自動車の活用は自宅付近まで送迎が可能であり、有効的と考えております。一方でですね、乗り合いの乗車の推進とか、シニアカーと一緒に乗られる方もおられますので、また一度にたくさんの荷物を、奥から出てきたら荷物の買い物が増えますので、たくさん荷物を買い物をされる方も多いことからですね、費用面、利便性の観点を踏まえて、軽自動車と小型車両の両面でですね、検討をして、国の補助をいただきながら購入できたらと考えております。

○東議長　６番 叶岡議員。

○叶岡

今の答弁で非常に分かりやすい答弁ありがとうございます。やはり今後、こういうふうな

形で新しいもんをつくってくる、ほの軽の乗車とかそういうのがあって、荷物の多い人とかそういう人の場合はですね、予約制ですね、だから前もって、その予約のときに荷物が多いとかそういうことを言っていただくように、予約を受ける方が言っていただいたらやね、またほのときには、ほの大きなマイクロバス出すとか、そういう形ができると思うんです。それで予約の方も非常に感じのええ方でしてですね、非常に僕も鼻高々だなあと思っとんです。それでまた結局そのときの中でですね、運転手さんちょっと話をしたんですけども、緊急事態の場合、どういうふうな連絡を取れるんかと。ちゅうのは、やっぱり奥行っきょってどういうことが起きるか分かりませんわね。ほういう緊急が起きたときに、どのようにほの役場の方と連絡を取るのかと。消防とか警察とかにそういう形ができてないということなんで、それは今後どうなさるんですかね。

○東議長　中内住民環境課長。

○中内住民環境課長

緊急時の連絡方法や対応策はどうするのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、緊急時に久尾線では運転手から直接担当者の方へ、また平井線・相川線・浅川巡回線・海部線につきましては、委託会社の社長様の方から担当または役場の方へ連絡が入り、状況に応じた対応をしております。また山間部で電波が入らない地域では、運転手が電波の入る所まで出てくるか、近隣民家のお電話をお借りをしまして連絡が入ってまいります。今そのような状況ではございますが、今後は車両にＧＰＳ機能を備え、災害時など車両の位置確認もできる、そのようなこともできる方法も検討をしていきたいと思っております。

○東議長　６番 叶岡議員。

○叶岡

今の答弁なんですけども、ほの緊急時のときに携帯電話を持ってると、運転手のとこに。ほしたら携帯電話もＮＴＴは入らないと。ほいでａｕとか他の会社のやつやったら入る場合があるということでお聞きしとんやけども、そういうような形のもんで、やっぱり１台持っていただいといたら安心してお客さまも安心できるし、運転手さんも安心できると思うんですけども、今後それを考えていただきたいと申し上げておきます。

またこのバスなんですけども、今回、宍喰久尾線を行ってますけども、この本町の町内におきましてですね、海南町におきましては非常に交通の便がないということで要望を受けております。というのは、免許返納者が非常に多いのと、それと高年齢になって車に乗れないということで、今までほの近所の方々に乗せていただいたりしよったんやけども、なかなかできない。その地区は海部高校周辺です。私らから見たら、いろんなとこあると思いますけども、そこの方々にしたら、病院にも行かないかん、買い物にも行かないかんということで、

なかなか歩いてはいけないということをお聞きしました。そこらあたりやっぱりこういうふうな町のほういうバスが走る所抜けてるっていうか、そういうきめ細かな何ができてないように思うんですけど、それは今後どのようになさるんですか。

○東議長　中内住民環境課長。

○中内住民環境課長

特に、海南地区高校周辺の中心部にですね、バスを走らせる予定はないのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご存じのとおり、海南郵便局から農免道路に出るまでの所は、午前７時から午後７時の間、大型車両進入禁止となってございます。山間部はもちろん、海南地区の町中心部でも交通空白地が多くなっている現状でございます。そのような中、今先ほども議員お話をされましたとおり、各それぞれの地域では、ボランティアで乗り降りを送迎をしている状況もあちらこちらでは見かけられます。それも一つ効果的な方法であるとも認識はしております。住民互助による移動支援サービスとして、支え合い交通に取り組まれている自治会や団体さまは全国各地でも広がりを見せているところでございます。行政支援策の一例としてもですね、もしもの事故に対応するために、自家用車両に掛ける任意保険の補助を行っている自治体もございますので、そのような制度や取り組みの内容を住民に周知をするとともに、先進地を参考にしながら、そのボランティア輸送に対する制度設計の方もですね、検討をしてまいりたいと思います。一方ではですね、移動を担う人手不足っていうのも叫ばれて久しく、また交通事故の問題を解決する手段としても期待をされております、運転手なしで走る小型の自動運転車両も海南地区を初めとするですね、町の中では効果的であるとも考え検討をしているところでございます。最近では那賀町が実証をはじめ、美波町でも７年度から調査研究に着手するとされているので、そういったところも含め、研究を検討をしているところです。

またちょっとお話をちょっとさせていただきますが、海陽町にとって最適な公共交通システムの構築に向けまして、地域公共交通活性化協議会を２月に立ち上げ、海陽町地域公共交通計画の策定に取り組んでいるところでございます。国の補助を頂くには計画の策定が必須となっております。ちょうど今、国の方では、令和７年度から９年度までの３年間、交通空白地域の解消に向けた集中対策期間と位置づけられ、全国の自治体に対して支援を強化することとされております。国の集中対策期間中に、スピード感を持って有利な補助金を獲得しながら、海陽町のそれぞれの地域の特性に応じました対応を考え、取り組みを進めてまいります。例えば、町営バスから新交通網への転換として、公共ライドシェアや日本版ライドシェア、自動運転小型グリーンスローモビリティの導入研究とか、海陽マルチモーダルＭａａＳの構築を目指して検討を始めているところです。方向性が具体的に見えてきましたら、議員や町民の皆さまへも随時お示しをしてまいりますので、議員の後押しもよろしくお願いを

いたします。

○東議長　６番、叶岡議員。

○叶岡

　非常に課長、私が聞こうと思ったことを先に言われたんで、まあもう聞くことございませんので、今後ともそういうような活用でどうぞよろしくお願いいたします。

　次に、サルの被害ですね。本町には鳥獣被害対策協議会というのが設置されております。この対策会議は最近、開催されているんでしょうか。というのは、先般、猟友会の方がちょっと来られまして、この鳥獣被害対策協議会の会が開かれていないと、これは叶岡どうなっとんだろうかというふうにお聞きされましたんで、どうなっとるか、ちょっとお聞きたいんですけども。

○東議長　乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

　お答えいたします。本町には、海陽町におきましては、鳥獣類による農林水産物被害並びに生活被害を防除し、農家等の経済的安定と生活不安を取り除くため、鳥獣被害の調査並びに有効な防除体制を確立することを目的にですね、海陽町鳥獣被害対策協議会が設置されております。これまでの対策会議の開催状況でございますが、直近で開催したのは令和２年３月でございます。その後ですね、令和４年度まではコロナ感染症の拡大によりまして会議自体を自粛しておりました。なおですね、本年度の会議開催につきましては３月末に開催予定でございまして、対象鳥獣の捕獲実績の報告でありますとか、今後の被害防止策、それから令和７年度の捕獲計画等の報告をさせていただきまして、報告するとともにですね、意見交換をすることとしております。コロナ感染症のために、一時的に会議の開催をすることができずに停滞しておりましたが、今後は関係者と連絡を密にしまして、協議会設置目的の達成に向けまして、より一層の取り組みを進めてまいります。

○東議長　６番 叶岡議員。

○叶岡

　ほの対策協議会は、会長は町長やな。よろしく。ほんでサルの被害なんですけど、先般、ほの文化センターでサルの被害対策の講演会がありまして、その中でサルが来た場合、追っ払ってよそにやれというふうなことを講師の先生おっしゃりよったんやけども、サル来たやつ追っ払いよったら、次のとこいって、また出るくるじゃないすかねえ。僕はそれあんまりええことないなと思う。一番いいの何かといえば、ボスザルを鉄砲で撃つことです。それは

鳥獣の関係でできないんであれば、やっぱそのボスザルをわなで捕って、集団を分散さすという形もええと思うんですけども、最近よく言われてますモンキードッグ、それが今非常に効果的やということを新聞紙上でもいわれておりますので、それは本町といたしまして導入する予定はあるのかどうか、お聞きします。

○東議長　乃一産業振興課長。

○乃一産業振興課長

お答えいたします。最近はサルによる被害が多く町民は困っております。サルを追い払うためだけでは駄目で、本町もモンキードッグを導入できないかというご質問についてお答えいたします。

徳島県では、モンキードッグ利用に関してガイドラインを策定しております。その中でモンキードッグとは、農林業被害及び生活被害を防止するため、サル、シカ、イノシシなどの野生鳥獣を追い払うことを目的にして訓練された犬と定義されております。また併せてですね、モンキードッグは飼い主が利用者になるということも定義されております。

続きまして、モンキードッグの利用についてちょっとご説明させていただきます。まず基本的な事項としまして、法令の遵守、安全の確保、自己責任の原則が示されております。この中で自己責任の原則についてでございますが、モンキードッグが他人の生命、身体、財産を侵害するような事故を起こした場合ですね、利用者がその責任を負うということで、少しここには注意を払う必要がございます。続いて、導入までの流れでございますが、まず市町村への事前相談、それから集落における合意形成、犬の適正確認、これらを経まして、県の登録を受けた訓練所で約３カ月の訓練を受け利用開始ということになっております。県の方では、平成２８年度よりモンキードッグ導入推進事業としまして、育成活動、主に訓練に係る経費に対してですが、それらに係る経費の２分の１を補助するという制度を設けております。１頭当たりの訓練経費はおおむね２０万円前後で、補助金額が１０万円ということになっております。

次に、徳島県内のモンキードッグ導入事例でございますが、三好市で１頭、那賀町で２頭、東みよし町で１１頭、神山町で１頭の利用がございます。そのほかですね、過去には佐那河内村でありますとか、つるぎ町で導入の実績がありましたが、死亡したりですね、飼い主自体の方が亡くなられたりして、現在はその２町については０頭ということになっております。以前ですね、導入している自治体に効果とかいろいろ状況等を聞いたんですけれども、犬が追い払いをするんで、一定の効果はあると。で、そういういい面もたくさんあるんですが、反面ですね、飼い主さんの負担も非常に大きいと。これ県の方に登録しますので、報告義務があったりですね、保険に入れとかいろいろありまして、飼い主さんの負担が大きいということもございました。今後ですね、町としましては、モンキードッグがサルを初めとする有害鳥獣の追い払いには一定の効果があると認識しておりますので、先ほど申し上げました鳥

獣被害対策協議会の中とかですね、猟友会の方々の意見を聞きながら、導入の可否につきまして、検討して、サル被害等の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○東議長　６番 叶岡議員。

○叶岡

モンキードッグ、非常に難しいちゅうんも僕も聞いております。だけどそのまま置いとくわけにいかんですよね、サルの被害。町長ご存じと思うんやけども、家の屋根の上に上がって瓦を取って、はいで、穴を開けるんやけんね、今サルは。ほんな時代なんですよ。ほやけん放っとくわけにはいかんと思うんです。本当にもう住民の方々に迷惑をかけてするんやけん、ほういう対策を考えていただいて、モンキードッグもほうやし、わなで取るんもいいでしょうし、何らかの方法やね、せないかんと思います。よろしくお願いいたします。

次に、町道四方原五反田線の件についてなんですけども、私も以前からこの道路については改良してくださいということでお願いしておりました。ほれでまあ三浦町長が設計段階まで行っていただいて、非常に努力していただいてるということはお聞きしております。最近、いろんな要望というか、苦情というか来るのが、大型ダンプがよく通ってるらしいんですよ、あの道路。それで非常に危険やと、危ない。ということは、早く対策ができないだろうかと。で、あそこを対策したら、海側の人たちもこっち見えやすいという防災道路になるでしょうということでお聞きしとんやけども、そこら辺はどないなっとんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○東議長　黒木建設防災課長。

○黒木建設防災課長

お答えいたします。町道四方原五反田線を早急に整備をしてほしい。最近は大型ダンプ等の利用が多く危険である。防災面からも重要であり、どうなっているのかという質問でございますが、町道四方原五反田線は、海南病院、文化村、南部防災館を結ぶアクセス道路で、近隣には海部高校、海南小学校もあり、住民の生活空間を形成するための重要路線であります。また、第二次緊急輸送路に指定されており、大規模災害時には支援物資の輸送や救援活動を円滑に進めるため、重要な役割を果たす道路であると認識しております。事業の経緯としましては、令和３年度にルートを決定し、概略設計を行い、令和４年度に用地関係者に事業説明を行い、協力をお願いしております。令和５年度には測量業務、令和６年度からは道路詳細設計を実施しております。今後につきましては、用地関係者の皆さまと事業内容、用地買収等にご理解いただいた後、用地契約を締結し、令和８年度に工事着手できるよう進めてまいります。なお、完成時期につきましては補助金の交付状況によりますが、地域住民の安心・安全な生活を確保するため、早期完成に向けて取り組んでまいりますので、ご協力を

よろしくお願いいたします。

○東議長　６番 叶岡議員。

○叶岡

ありがとうございます。この点で、町長はどのようなお考えか、一つお聞きしたいです。

○東議長　三浦町長。

○三浦町長

お答えをいたします。旧の海南時代から懸案事項でありましたが、土地所有者との協議が難航して前に進まなかったと聞いておりまして、やれる方法を考える中でルートを変更して、今、前に進めております。課長の答弁にもありましたように、早期完成に向けて取り組んでまいりますので、議員のご協力をよろしくお願いをいたします。

○東議長　６番 叶岡議員。

○叶岡

なるべく早く令和８年度に着工できるのであれば、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、ふるさと納税のことについてちょっと触れたいと思います。先般１２月にですね、大阪、京都の方１０名ほどがこちらへ海陽町に来たいということでおいでたんですけども、その方々はふるさと納税を金額は少ないんですけども、してくれてる方々だったんです。この海陽町の良さを見たいということで、最初にＤＭＶに乗っていただいて、宍喰の温泉まで行って宍喰温泉に入っていただいて、ブルーマリン号とかね、ああいうんに乗っていただいて非常にいいところだということでお話をいただきました。ところが、その方々のふるさと納税を何回かしたるに何がいいんやろうかと聞かれるわけです。阿波尾鶏、これがいいですよと、きゅうりがおいしいですよと、しょっちゅうほればっかり言えないわけなんです。だからほのふるさと納税の中で、やっぱそういうふうな商品を変えていかなんだら、町長よう頑張ってごっつい伸びとんのに、ほれはもう感謝しております。だけどそこら辺りをもっと考えていかないかんと思うんですけども、これはどのようにお考えでございますか。

○東議長　奥原行革政策課長。

○奥原行革政策課長

まずふるさと納税寄附額の拡大にご尽力いただきましてどうもありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

ふるさと納税の寄附額の拡充につきましては、今後の安定的な財源確保のためにも、返礼品の充実は必要不可欠であると考えておりまして、リピーターになってもらえるような魅力ある返礼品づくりを目指しまして、加工品や、また体験型の返礼品の開発などを提供事業者の方々と一緒に考えまして、また提供事業者の新規開拓などを行っていくとともに、他の自治体の情報収集に努めまして、返礼品のトレンドを常に意識いたしまして、引き続き、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○東議長　６番 叶岡議員。

○叶岡

ほの考えていただく上においてですね、本町におきましては、宍喰川におきましても川のプールがありますよね。ああいうのを利用して宣伝もっとしたらええん違うかというふうに思うんです。それとほのよく言われてる魚釣り、あれを都会の方々に、こっちで魚釣りもこのふるさと納税でもやれるという感じでやられたらどうですかね。それでまあこの川のプールにつきましてはですね、知事に話をしたところ、予算的に非常にええことやということで、協力していただけるというようなこともお伺いしております。ですので、そういうふうな形でほの川のプール、清流海部川の水を使って遊ぶと、川の何を、非常に僕あれはいいと思うんです。やはりそういうよそにないもんをやっぱり打ち出していかないかんし、ほして、ほの魚釣りも浅川の向こうに内妻にイカダ浮かんでますよね。あれも時々乗って、魚釣っておりますわ。で、ほかの鞆の組合とかそういう協力していただいて、そういうふうな魚釣りの所を作ったらどうですかというふうに提案したいんですけども、そういうのはどうでございますか。

○東議長　戎谷観光交流課長。

○戎谷観光交流課長

ご質問にお答えします。川の遊びということで、以前からご意見を伺っているところでありますが、県の方とも協議いたす中で、県の方から要望調査等も来ております。その中で７年度以降というところで協議していくようになっておりますので、その辺りでいろいろ県と協議をしながら進めたいと思ってます。

それと釣り堀に関しては、県の方も釣りサミットということでやられたりする中で、それらを踏まえて一緒に協議していこうということで、観光に取り組んでいくようになってますので、今後ともよろしくお願いします。

○東議長　６番 叶岡議員。

○叶岡

そういう感じで今後とも努力していただいて、どうぞよろしくお願いいたします。

私の質問、５番ありましたが、５番はもう省きますんで、これで終わらせていただきます。

○東議長

叶岡議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議事の都合により、休憩します。（午後３時３６分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午後３時４９分）

お諮りします。日程第４、議案第３号、専決処分の承認を求めることについてから、日程第３５、議案第３４号、教育委員会委員の任命のついてまでの議案審議について、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議がないようですので、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行います。

本会議を休憩します。（午後３時５０分）

○東議長

休憩前に引き続き、再開します。（午後４時５６分）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○東議長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（午後４時５７分）

明日１４日、午前中は小学校の卒業式のため、午後１時３０分より本会議を再開いたします。本日はご苦労さまでした。

左記の会議録を作成し、その内容に相違なき事を証明するためここに署名する。

海陽町議会議長

海陽町議会議員

海陽町議会議員